『人文学報』 第80号（1997年3月）
（京都大学人文科学研究所）

伊藤博文滞欧憲法調査の考察

瀧　井　一　博

はじめに
1　学説史の検討
2　調査の経過
(1)　出発まで
(2)　ベルリンの伊藤
(3)　シュタインとの邂逅
3　「赤い糸」
(1)　シュタイン，異端の国家学者：大学論・法律学批判・行政学のトリアーデ
(2)　伊藤，知識人に抗する政治家：明治14年政変の渦中で
4　シュタイン講義の構造
(1)　立憲政治
(2)　Verfassung（国制／憲法／憲政）
(3)　Verwaltung（行政）
(4)　国家学
5　伊藤のシュタイン受容
結びにかえて：憲法調査の意義

は　じ　め　に

明治15年3月，明治憲法の起草を前にした伊藤博文が勅命を帯びて渡欧し，1年以上にわたって彼の地で憲法調査に従事したことはよく知られている。それが明治憲法史上，重要な画期をなすものであることにも異論はあるまい。ところがそれがいかなる意味で「画期」であるのかと問われたとき，これまでの研究は明確な解答を用意できていないように見受けられる。後述するように，伊藤の渡欧の前と後で制憲作業において具体的に何がどう変わったのか，そこにいかなる新しいファクターが付け加わったのか，必ずしも明瞭とはなっていないように見受けられるのである。

本稿はそのような「ブラックボックス」＝伊藤博文滞欧憲法調査に従来の研究を踏まえながら再検討を試みるものであるが，ここで考察の焦点に据えたいのが伊藤によるシュタイン国家学の受容という問題である。筆者は本誌掲載の前稿[1]において，明治中期のわが国におけるロー

レンツ・フォン・シュタイン（Lorenz von Stein, 1815-1890）の流行の諸相を描写し，その特質についていくつかのポイントを提示した。その際，当初の「シュタインにおける日本問題」，すなわちシュタインの側がむしろ積極的にわが国と接触を図ろうとしていた段階から，「シュタイン詣で」という事態に象徴される「日本におけるシュタイン問題」への転機となったのが，伊藤の渡欧であったことを確認し，その意義を強調しておいた。この時に当時ウィーン大学の教授であったシュタインに師事し，その講義から大きな感銘を受けた伊藤は，挙げ句にこの人物を日本に招聘することまで企図する。この計画自体はシュタイン自身が辞退したため実現には至らなかったが，帰国後伊藤は政府の指導的立場にあった人々にシュタインのことを吹聴し，その結果ウィーンの彼のもとを明治政府の高官が挙って訪問するという現象が招来される。坂井雄吉はこの点を指して「伊藤による各派領袖の籠絡工作」[2] と述べるが，実際，この件に関する伊藤の活動は，自ら紹介状を認めるなど極めて精力的である[3]。伊藤の渡欧後，シュタインの国家学は，積極的かつ組織的にわが国に継受されていったといってよい。それは紛れもなく，伊藤憲法調査の賜物であった。

では，そもそも伊藤はシュタインの何にそこまで魅了されたのか。そして彼を通じて何を当時の日本にもたらそうとしたのか。以下ではこの点の解明という見地から，伊藤博文滞欧憲法調査を考察していくことにしたい。まず我々は，この件に関する学説史を回顧し，問題点を抽出しておこう。

1)　「「日本におけるシュタイン問題」へのアプローチ」『人文学報』第77号（1996年），27-62頁。次の拙稿も参照。「「シュタイン詣で」から見えてくるもの－憲法史と国制史の間－」『文明装置としての国家 Historia Juris 比較法史研究５』（未来社，1996年），125-142頁。
2)　坂井雄吉『井上毅と明治国家』（東京大学出版会，1983年），203頁。
3)　参照，前掲拙稿「「日本におけるシュタイン問題」へのアプローチ」，62頁註５。

1　学説史の検討

いうまでもなく，伊藤憲法調査は明治憲法史を彩る重要なトピックであり，これまでにもかなりの議論の蓄積がある。したがってここでそれついて改めて論じようとすることは，ともすると屋上屋を架すとの印象を免れないであろう。そこで本節では，今日に至るまでの研究史を顧み，このテーマについて今日まで何が明らかとされ，何が問題として残されているのかを把握するよう心がけたい。私見では，これまでの伊藤憲法調査に関する研究は，大きく分けて憲法史，政治史，教育史・大学史の３つの分野の業績に分類できるように思われる。以下，それぞれについて議論を整理してみたい。

まず憲法史上の業績であるが，当然のことながら，従来，伊藤憲法調査に大きな関心が払われてきたのは，特にこの分野においてであった。古くは伊藤博文の娘婿末松謙澄による資料紹介があるし[1]，またわが国の憲法史研究の開拓者の一人である吉野作造もこの件について独立の論稿を著している[2]。この他，尾佐竹猛や鈴木安蔵等の大家による憲法史の著作のなかにも，しばしばこの問題について独立の章立てを認めることができる[3]。

だが，この領域では何よりも，昭和14年に出された，清水伸著『独墺に於ける伊藤博文の憲法取調と日本憲法』（岩波書店。戦後，『明治憲法制定史（上）』（原書房，1971年）として復刻）がまず指折られなければならない。この書は，伊東巳代治文書中に残されていた滞欧中のモッセならびにシュタインの講義ノートの発見を踏まえながら，伊藤の調査旅行を詳細かつ網羅的に論述した大著である。現在においても伊藤憲法調査の最もスタンダードな文献としての価値を失っていない。この研究によって，伊藤のドイツ・オーストリアで行った調査の概要がかなり明瞭となったと評価できる。

とはいえ清水の書においても，伊藤の渡欧の意義が十分に究明されているとは，実はいいがたい。それというのも，伊藤の調査前，既に岩倉具視と井上毅のラインによって憲法の起草方針は策定されていたのであるが，それと比して，伊藤がヨーロッパから何を新たなものとして制憲作業にもたらしたのかが明らかとされていないからである。一般に，伊藤のヨーロッパでの調査は，伊藤がドイツ型立憲君主制論者となり，わが国のプロイセン流欽定憲法主義の採用が固まった出来事として語られる。けれども，憲法史家が挙って指摘するが如く，その構想自体は既に，明治14年に井上毅の手になる岩倉具視の憲法意見書が明示していたものだった。「明治憲法の起草における政府首脳の構想の骨組みは，岩倉＝井上の提唱にしたがってすでにまとめ上げられていた」[4]のである。これは，稲田正次の記念碑的な『明治憲法成立史』（上下2巻，有斐閣，1960年）においても踏襲されている伊藤憲法調査観といってよいが，このような考え方からすると，伊藤の渡欧によって明治憲法史に新たに付け加わったファクターはさほど存在せず，伊藤渡欧の意義は岩倉流憲法構想の追認の域に止まるということになる[5]。

しかしそのような理解は，当時の政治状況や伊藤博文個人の政治的位置に即して事態を考えてみた場合，果たして適切なものといえるだろうか。この頃既に伊藤は，政治的経験や識見の豊かさから政府部内で一頭地抜き出た存在であり，在野の論客からも特に意識されていた[6]。そのような伊藤が，遥々海を越えてヨーロッパにまで渡った末に，単に岩倉の亜流に甘んじることで潔しとしたであろうか。これまでの憲法史の研究では，政治実力者伊藤の抱懐していた権力的関心が十分に配慮されていなかったように思われる。

ここに，伊藤の政治指導の展開という観点に立って憲法調査を捉え直す必要が現れてくる。早くにはジョージ・アキタが，明治憲法の基本的要素は既に決定済みであったにもかかわらず，なぜ明治政府は「時間も通貨も極度に欠乏していたのに，政府の最有力者を海外に派遣し，時

間と金を惜しまずに使わせたか」[7] と問題を提起しているが，この点は，伊藤博文ほどの人物が，1年以上にわたって日本を留守にするとのコストを冒してまで求めたものは何であったのか，そして伊藤にそのように決断させたのは一体何だったのか，というように換言可能だろう。

そのような見地から興味深い見解を示すのが，坂本一登の近年の力作『伊藤博文と明治国家形成』（吉川弘文館，1991年）である。この研究は，伊藤に焦点を合わせて明治中期の政治史・制度史の再構成を試みたもので，憲法調査についても，伊藤の政治指導という観点から一貫してアプローチがなされている。坂本はこの調査旅行をまず第一に，伊藤一流のポーズとして解釈する。すなわちそれは，岩倉具視－井上毅のラインで整えられていた憲法構想と対抗し，立憲作業における主導権を奪還するために，岩倉をひとまず懐柔する目的で伊藤が行った政治工作だったのであり，そのために伊藤は過度に「ドイツ主義者を演じてみせる」（92頁）など日本へ向けて調査の成果を誇大に喧伝し続け，立憲政治家としての地歩固めを周到に築いたとされる。そしてその一方で，立憲政治についての認識に関しても，伊藤は調査の過程で「立憲制の運営およびその行政の実態について洞察を深め」（96頁）ていったことが指摘されている。そしてこのような政治技術的側面と政治認識的側面での成果が合わさり，帰国後，伊藤は「立憲カリスマ」（101頁）として憲法制定に君臨することができたことが説かれる。

憲法調査を，その主たるアクターである伊藤の政治的関心から把握し直した坂本の議論は，一見極めて説得的である。けれども，憲法調査の具体的プロセスと付き合わせて検討したとき，伊藤が坂本の考えるようなプロジェクトでもって，終始一貫して憲法調査を遂行し得ていたのかは疑わしい。後述するように，そもそも当初ベルリンにいた時点では，伊藤は調査の成果について極めて暗澹たる気分に襲われていたのであって，彼の滞欧生活は，坂本が描くように直線的に進行したのではなく，極めて紆余曲折に富んだものだった。伊藤がヨーロッパの地から日本に向けて「伊藤自身と憲法調査のイメージを操作し，政治家としての威信増大に利用しようとした」（99頁）としても，それはウィーン滞在後，伊藤が調査に自信を回復して初めて可能となったと考えられる。渡欧によって伊藤が「立憲カリスマ」へと変貌したことの内実を見定めるには，調査それ自体のより実証的な考察が必要であろう。

以上のようなかたちで，これまで伊藤の滞欧憲法調査は，憲法史や政治史の立場から議論が積み重ねられてきた。しかし上に見られるように，それについてのイメージには大きな隔たりがある。何よりも問題なのは，伊藤の渡欧が，どのような意味で歴史の転換点となっているのかが必ずしも明らかとなっていないことだろう。

これに対して，伊藤憲法調査の画期性について明確な指摘を行っているものとして，教育史ないし大学史の側からの諸研究がある。大久保利謙の初期の研究以来[8]，そこでは，「国家ノ須要ニ応スル」ための明治19年の帝国大学の設立に当たって，伊藤の渡欧が重大な契機となったことが指摘されている[9]。例えば寺崎昌男は，そのことを次のように約言している。すなわ

ち寺崎によれば，帝国大学設立の「前提には，「大学」という機関が国家のために不可欠であり，その帰趨は政治社会の動向を左右するという認識」[10] があったが，そのような認識を萌芽的にわが国に紹介したのが，ウィーンでシュタインに学んだ河島醇であり，そしてこの傾向を決定づけたのが，伊藤の訪欧と彼とシュタインとの接触だったと説かれる。そのように論じたうえで，寺崎は「伊藤がウィーンで熱心に師事したスタインの大学観が問題」[11] であると提言している。

このように，教育史・大学史の領域で，伊藤憲法調査は新しい歴史段階を形作る事態としてはっきりと意識されている。憲法史・政治史の分野で，その意義についての一貫した説明が不十分なことを鑑みれば，この点は極めて示唆的である。他方で教育史関係の研究では，専門的関心の違いもあって，憲法調査期における伊藤の文政的関心が特化して取り扱われる傾向がある。したがって，既述のような伊藤の政治指導や憲法構想の全体的な解明には，さらに論究の余地があるといえよう。

以上，研究史の整理を行い，問題点の摘出に努めてきた。ではこの点を受けて，本稿ではどのように対象にアプローチしていくべきであろうか。

一言でいえば，本稿が志向するのは，これまでの研究がとってきた視角の綜合である。従来の議論は，上述のように，憲法史，伊藤博文研究，大学史の３つの側面から行われてきたが，各分野間に十分な交流があったとはいいがたい。しかしここで特記しておくべきなのは，「憲法」調査のためヨーロッパに渡った伊藤と自らの権力基盤の確立に躍起となっていた伊藤，そして大学問題に殊の外関心を注いでいた伊藤，これら３者は同じ時期の同じ人物だったということである。伊藤個人のなかで一体，憲法・政治・大学という３つのモメントはどのように結び合わさっていたのだろうか。本稿ではこの点を重視して伊藤憲法調査の意義を，伊藤がいかなる政治的関心を胸にしながら，「「大学」という機関が国家のために不可欠」だと考えるに至り，そのことが彼の憲法＝国制構想のなかで具体的にいかなる位置を占めていたのかとの点に探っていきたい。そしてこの問題を解く鍵はやはり，伊藤滞欧憲法調査のハイライトだった，伊藤とシュタインの出会いに求めるのが妥当だろう。その前後における伊藤の変容と後年の「シュタイン詣で」の展開を鑑みれば，伊藤のシュタイン受容は今一度問い直されて然るべきである。次にわれわれは章を改め，調査の具体的な過程を追跡してこの点を確認しておきたい。

1）　末松謙澄「伊藤公の欧州に於ける憲法取調顛末」『国家学会雑誌』第26巻第12号，1912年。
2）　吉野作造「スタイン・グナイストと伊藤博文」（初出：『改造』昭和８年２月号），『吉野作造選集』第11巻（岩波書店，1995年），342-363頁。
3）　尾佐竹猛『日本憲政史』（日本評論社，1930年），同『日本憲政史大綱』上下（日本評論社，1939年），鈴木安蔵『日本憲法史概説』（中央公論社，1941年）等。佐々木惣一「我憲法トシュタイン」

『京都法学会雑誌』第8巻6号（1913年）も参照。

4）　清水前掲『明治憲法制定史（上）－独墺における伊藤博文の憲法調査－』288頁。

5）　同様の認識は歴史家にも見られる。坂野潤治は，在欧中に伊藤が岩倉に宛てて出した書簡中，英独仏3国の議会制の差違を説明した一節を掲げながら，「この程度のことは明治十四年の政変以前の，井上毅・福沢諭吉・中江兆民らの憲法論争で十分に明らかになっていた」ものであり，してみると伊藤は「なにを研究しに欧州まで行ったのか疑ってみたくなる」と記す。『日本歴史体系普及版13　明治国家の成立』（1996年，山川出版社）375頁。

6）　当時のある有力紙は「西郷，川村，井上，山田，松方，大山，福岡，佐々木諸参議ノ賢明ナルアルモ，其大政ニ参スル猶ホ未タ伊藤君ノ久シキニ及ハズ。是ヲ以テ知ル，伊藤君ノ進退挙止ハ最モ公衆ノ注意ヲ惹キ，特ニ政治論者ノ心思ヲ左右スルヲ免レザルヲ」と記している（『郵便報知新聞』明治15年3月9日号）。

7）　ジョージ・アキタ（荒井孝太郎・坂野潤治訳）『明治立憲政と伊藤博文』（東京大学出版会，1971年）119頁。

8）　大久保利謙『日本の大学』（日本図書センター，初版1943年，複製1981年）。

9）　前註大久保，次註寺崎の研究のほか，特に次の業績が挙げられる。土屋忠雄『明治前期教育政策史の研究』（講談社，1962年）第15章，井上久雄『近代日本教育法の成立』（風間書房，1969年）第3章3節。Robert M Spaulding, Jr., *Imperial Japan's Higher Civil Service Examinations,* Princeton, 1967.

10）　寺崎昌男『日本における大学自治制度の成立』（評論社，1979年）117頁。

11）　寺崎前掲書，118頁。

2　調査の経過

(1)　出発まで

伊藤博文を欧州に派遣し，憲法調査に従事せしめるとの企ては，当初，明治14年11月に元老院議長寺島宗則によって発案されたといわれる[1]。いわゆる明治14年の政変で，大隈重信一派が下野した余燼冷めやらぬ頃である。そのような時期に，寺島の提議が政府部内で，また伊藤個人にすんなりと受け入れられたのかはひとつの問題である[2]。伊藤渡欧決定に至るまでの具体的プロセスについては判然としない部分が多いが，当時参議であった者のなかでも少なくとも，佐佐木高行，山田顕義，大木喬任は伊藤の憲法調査に懐疑的ないし反対であったし，右大臣の岩倉具視も当初極めて消極的だったらしい[3]。そのような雰囲気のなかで伊藤渡欧が実現するには，井上馨の陰からの働きかけがあったものと思われる。佐佐木の記すところでは，14年11月23日に大木，福岡孝弟の両人とともに井上の官宅に呼ばれた彼は，井上から次のように告げられ，伊藤渡欧の了解を求められている。

国会設立ニ付テハ，最モ大切ナル事ニテ，一体立憲政体ノ美事ハ，皆人申シ囃セ共，其

弊害ハ夥多アリト聞ク，就テハ，伊藤博文ヲ一ヶ年欧州ヘ被遣，十分ニ研究シ，帰朝ノ上，百事御取設ケ相成度，自分モ，吉田公使帰京ニ付，米国公使ニ被任度，可成吟味致シ，万分一ノ御参考ニ備ヘ度トノ事ナリ，且，近日伊藤モ大ニ痛心ノ極ニテ，神経症差起リ，毎夜不眠，酒一升モ呑ミテ，漸ク寝ニ就ク。只今ノ向ニテハ，中々六ヶ敷景況也，サレバ，幸ニ一ヶ年欧州行為致候ハヽ，好都合ナラン歟[4]

ここで井上は，憲法調査それ自体の必要性のみからことを論じているのではない。彼の言説には伊藤の渡欧を自己の渡米の布石として利用せんとの底意が垣間見えるほか，伊藤の静養という消極的な理由が連なっている。「神経症」の人間に重大な調査を委ねるとは論理的に無理があるので，井上による説得の力点はむしろこの伊藤の休養にあったとも考えられる。ともあれ，このように語った井上は，個別的に有力者を説得して回り，反対の声を封じ込めていった[5]。大木は岩倉，三条，有栖川宮の３大臣が同意を表明した後では「迚モ僕輩ノ見込行ハレズト思考スル故」，自分も同意するしかなかったと述べたうえで，「井上ノ申述ベル通リニ何事モ籠絡トカ何トカ権謀策ナリ，到底王道ノ事ハ夢ニモ不見連中故，致シ方ナシ」[6]と慨嘆している。

通常，伊藤が自ら渡欧したことについては，前年以来，彼が政府部内で「憲法起草担任者として推されていたことからいつて当然」との理解で処理される[7]。しかし上に見られるように，憲法調査決定にいたる政治過程は決してスムーズに運んだのではなかった。政府部内において，伊藤による憲法調査は必ずしも積極視されていたわけでなかったことは強調しておいてよいだろう。

伊藤の渡欧の知らせは，巷間でも怪訝の念をもって受け止められた。代表的な政府系新聞『東京日日』は，２月28日号で伊藤の欧州行きを報じている。そのなかでは，「此行は自余の御用にあらず，来る廿三年を期して開かせらるゝ国会準備の為め欧羅巴の国々を遇遊ありて，上下議院の模様どもを親しく御覧ぜられんが為なり」と派遣の目的が語られているが，他の諸紙を見てみれば，そのことが額面通りには必ずしも受け入れられていなかったことが分かる。例えば，『東京横浜毎日新聞』は同じ２月28日号で同様に伊藤の派遣を報じながら，「尤も御用の程は判然せず。或は外債募集の件にはあらざるやとの風説あれど真偽は保し難し」と記し，翌３月１日号には，「外に外交に関せる重要の御用をも兼ねらるゝ由」としたうえで，「或る新聞に来る廿三年を期して開かせらるゝ国会準備の為め欧羅巴の国々を遇遊せらるゝには非ざるやと記せしが，我々の考ふるに此度の行は至急の御用にて急速の出立を命ぜられし趣なれば，八年の後に開かるべき国会準備の為めには余り取急かるゝ様に覚ゆ」と記載している。

憲法調査（国会準備）のためのヨーロッパ行きを疑問視する点では，『朝野新聞』も同様である。同紙は３月８日号に「伊藤参議ノ海外行ヲ論ズ」との論説を掲げ，伊藤の派欧は「欧州立憲政体ノ実際ヲ観察セラルヽガ為メ」との説を「甚ダ奇怪ナル推論ナリ」と評し，「今日マ

デ十五年ノ長キ星霜ノ間ニハ十二分ニ欧州立憲国ノ実際ヲ観察セラレタルナルベシ。何ンゾ其ノ已ニ詳悉セルモノニ伺ツテ更ニ詳悉セントスルガ如キ徒労ヲ取ルコト有ランヤ」と述べた末,「伊藤参議ノ此行ヤ他ニ緊要ノ事件有ルナラン」との判断を下している。

また,『郵便報知新聞』の3月9日号の社説「送伊藤君行欧州」は,「伊藤君カ応ニ他邦ニ消費スベキ歳月ヲ顧レハ正ニ是レ我国ノ政治ニ一大変革ヲ施シ現今ノ政体ヨリ移リテ立憲ニ赴クノ時期ニシテ政治家ニ在リテハ最モ必要ノ機会ナリ。伊藤君ハ此必要ナル機会ヲ棄ルニ優レルノ利益ヲ其外遊ニ見出シタルカ」と問いかけ,内外に問題が山積しているわが国の現状を鑑みれば,「重臣ノ今日ニ於ケル容易ニ外ニ出ルノ時ニアラサルナリ。故ニ伊藤君ノ内ニアリテ之レニ接スルヲ要スト思考スル者ニ比スレハ一層重大ノ事件アリテ伊藤君ノ担任セザル可ラザルコトトナリシカ故ニ竟ニ此行アリト断定セサルヲ得ズ。然レドモ君ノ此行ハ余輩ヲシテ痛ク別ヲ惜マシムルモノナキニアラサルナリ」と締め括っている。

以上の記事の引用から分かるように,世間では彼の遣欧は極めて不可解なものとして感じ取られていた[8)]。なぜこの時期に伊藤ほどの人物が,たかが「国会開設の準備」や「立憲政体の観察」のため,すなわち「憲法調査」を掲げて,長期間ヨーロッパに行かねばならないのか理解に苦しむという空気がむしろ一般的であり,そこには必ずや別の重要な目的があるに違いないと憶測されていたのである。そもそも憲法の法文的研究などは,本来法制官僚に任せておけばよい事柄で,伊藤自らが乗り出してくるまでもないと思われていたのであろう。

確かに,伊藤調査団の目的は,「外国ノ上下議院ノ文章上ノ状態」や「独逸国ノ憲法成典」[9)]の調査に止まるものとは観念されていなかった。明治15年3月3日に渡欧の勅命を受け詔勅を下された際,三条実美より手交された訓条は,31条からなる調査項目を掲げるが,その冒頭は次のように記している。「欧州各立憲君治国ノ憲法ニ就キ其淵源ヲ尋ネ,其沿革ヲ考ヘ,其現行ノ実況ヲ視,利害得失ノ在ル所ヲ研究スヘキ事」。すなわち,日本にいてはよく把握することのできない,ヨーロッパの立憲政治のプラクシスと慣習を,いわば体で感じ取ることが何よりも要請されていたのである。しかし,問題はなぜそのことのために,伊藤自らが海を渡る決心を固めたかである。憲法調査の理論的解明のためには,渡欧を決断するにいたった伊藤の内面が併せて説明される必要があろう。だが,その点は追々論じていくことにしたい。

とにかく上のような使命を帯びて,3月14日,伊藤はイギリス郵船ゲーリック号に乗って横浜から出立した。随員として同行したのは,山崎直胤(太政官大書記官),伊東巳代治(参事院議官補),河島醇(大蔵権大書記官),吉田正春(外務少書記官),平田東助(大蔵少書記官),三好退蔵(大審院判事),西園寺公望(参事院議官補),岩倉具定(同),広橋賢光(同)らであり,このほかに相良頼紹,戸田氏共が私費で参加していたことが分かっている。また留学生として,木場貞長,末岡精一も一行に加わっていた。彼らを適当な教師のもとに残し,引き続き学習にあたらせるのが伊藤の思惑であったと思われる[10) 11)]。

序でながら，出港の際，船上でささやかな歴史の演出があった。明治14年の政変によって大隈重信とともに前年の10月政府を追われていた小野梓が，この日伊藤と同じ船で渡航する友人の見送りのためにその場に居合わせていたのである。後述するが，小野と伊藤の渡欧の間には少なからぬ因縁があった。その小野の姿を認めたとき，伊藤の胸中には何が去来したであろうか。小野は日記でただ次のように記すのみである。「此日伊藤参議ト船上ニテ会フ。参議慇懃礼ヲ為シ，握手シテ別レヲ告グ。余未ダ其故ヲ解スル能ハズ〔原文漢文〕」[12)]。

1) 稲田前掲『明治憲法成立史』上巻，565頁。
2) 伊藤渡欧に際しての政府内外の反応については，坂本前掲書が簡にして要をえたかたちで記している（89頁以下）。以下では，坂本の議論をさらに敷衍して論じる。
3) 参照，『保古飛呂比　佐佐木高行日記』第11巻（東京大学出版会，1979年），1月25日の条（27頁以下）。
4) 前掲『保古飛呂比』，22-3頁。なお本稿では資料の引用に際して，旧字体，変体かな，異体字は新字体に直し，句読点が付されていない場合は筆者の判断で補った。また，原文に傍線，圏点が付されていても省略した箇所がある。
5) 前記引用の箇所に続けて井上は，「過日，山県・大山・西郷等ヘモ相談セルニ，一同異存ナク，尤モ三大臣ハ賛成ナリ」といって畳み掛けている。前掲『保古飛呂比』，23頁。
6) 前掲『保古飛呂比』，29頁。
7) 稲田前掲書，565頁。
8) 三宅雪嶺『同時代史』第2巻も，「憲法取調のみならば伊藤自ら出張するを要せず，他に取調の便宜多かるべ」し，と記す（193頁）。当時の風評を代弁するものと考えてよい。なお，有力紙のなかでは福沢諭吉によって創刊されて間もない『時事新報』が，例外的に好意的な論評を載せている。その背景について，早島瑛「ローレンツ・フォン・シュタインに宛てた福沢諭吉の書簡について」『近代日本と東アジア　年報近代日本研究(2)』（山川出版社，1980年）を参照。
9) 『郵便報知新聞』明治15年3月9日号
10) 二人はともに，ウィーンのシュタインのもとに残って勉学を続行することになる。明治15年9月6日付け松方宛伊藤書簡に「木場（貞長），末岡（精一）両人も勧告し維納府に遣し，スタイン師に従学せしめ候」とある。『伊藤博文伝』中巻（初版発行1943年，復刻版原書房，1970年），315頁。
11) なお，伊藤が出発した直後の17日に，残った参議の全員が，伊藤留守時の協力と一致を宣誓し，文書に連署したうえ，上奏している。政変直後で大隈らが下野し，反政府勢力の気炎が上がっていた時期だったこともあって，伊藤と政府とは互いの連絡を密にし，一致協力して時局に対処することが求められていた。実際，両者の間には国の内外の問題を巡って頻繁な連絡がなされ，その成果として伊藤滞欧時に留守政府は，治安立法の強化を敢行することになる。この件は伊藤憲法調査のいわばネガの側面として重要な問題であるが，既に大石眞による精密な論究があるので本稿で触れる必要はない。大石眞「伊藤渡欧時代の憲法史的考察－「留守政府」による国内法改変の事情－」，同著『日本憲法史の周辺』（成文堂，1995年）所収。
12) 「留客斎日記」，『小野梓全集』第3巻（早稲田大学出版部，1982年），388頁。

(2)　ベルリンの伊藤

5月5日，一行はナポリに着。ヨーロッパの地を踏んだ。それからの足取りはおおよそ以下のようなものである[1)]。

5月16日　ベルリン着。

5月19日　グナイストと面会，憲法講義の打ち合わせ。

5月25日　モッセの講義始まる（～7月29日）。

7月1日　井上毅宛書簡，「文字言語の不通」を嘆息。

7月5日　井上馨宛書簡，8月初旬よりオーストリアにシュタインを訪ねる意思を伝える[2)]。

8月4日　山県有朋，井上馨，山田顕義宛書簡。憲法取り調べの困難訴え，滞欧延期を申し出る。ウィーンにシュタインを訪問する意を伝える。

8月8日　ウィーン着。即日シュタインに会う。

8月11日　岩倉宛書簡「心私かに死処を得るの心地」。

8月27日　山田宛書簡。シュタイン招聘の意思を伝える。

8月28日　ベルリンにてドイツ皇帝ヴィルヘルム1世より陪食を給わる　皇帝，伊藤に対して，「国会開設を祝する能わず」と述べ，「国会を開くに至るとも，国費を徴収するに国会の承認を必要とすとの規定を設けざるを可とす」と語る

8月30日　パリで有栖川宮熾仁親王と会う。森有礼と教育政策につき談じる[3)]。

9月11日　シュトラスブルク発，ウィーンに向かう

9月18日　シュタインの講義始まる

10月1日　平田東助，病気のため一行と離れて帰朝の途につく[4)]。

10月29日　山崎直胤，一行と離れてベルギーのブリュッセルに着。そこで取調に従事[5)]。

11月1日　シュタイン招聘の交渉

11月5日　ウィーンを去る

11月14日　ベルリンにてモッセの講義再開

11月15日　シュタイン，招聘を結局辞退

12月22日　河島醇，ウィーンへ。再度，シュタインに師事[6)]。

12月27日　ベルリンからドイツ南部遊歴。途中パリに寄り，後藤象二郎と会う。後藤，伊藤の勧めでシュタインに会いにウィーンへ行く。

明治16年1月5日　ベルリン帰着

1月30日　ビスマルクと面談。条約改正，ドイツ人行政学者招聘につき話し合う。

モッセ講義続。

2月19日　ベルリン後にし，ベルギーへ。ベルギーで板垣退助と会う。

3月3日　ロンドン着。西園寺公望，伊藤と別れてパリへ。フランス行政について取調[7]。

4月16日　ロシア帝即位式に特派全権大使として出張命ぜられる。

5月2日　ロンドンを発して，パリへ。

5月9日　モスクワ着。

5月27日　ロシア皇帝即位式参列。

6月26日　ナポリより帰途につく。

8月3日　横浜港帰着。

8月6日　参内して憲法調査の経過を奏上。

以上のような旅程をとって，伊藤博文の滞欧憲法調査は遂行された。この調査の経過についてはかねてから，「欧州立憲ノ各国」を調査すると謳っていたのとは裏腹に，研修がドイツ，オーストリアに偏っていることが指摘されている。確かに，一行のなかには，山崎や西園寺など，伊藤とは別行動をとってベルギーやフランスで調査に従事した者が存在するし，また伊藤自身，ドイツ，オーストリアのほかにイギリスで2カ月ほど学習を行っている。とはいえ，どうしても目を惹くのは，調査団が何はさておきベルリンへと向かい，ドイツ，オーストリアでの研究に力を注いでいたことである。だが，そのことは，明治14年の政変を経た後，英仏流の憲法論とは区別されたプロイセン型の憲法構想が政府のコンセンサスとなっていたことを考えれば，決して不思議ではない[8]。伊藤は，政府内部における英仏からドイツへの模範国の変遷に呼応して，「わき目もふらずスタイン，グナイスト一点張りで攻究調査をすゝめ」[9]，ドイツの憲法論の習得に努めたのであった。

ところが，ドイツに焦点を定めてやってはきたものの，調査の過程は平坦なものではなかった。当初ベルリンにあったときの伊藤は，調査の成果や見通しについて，極めて悲観的である。この頃，井上馨に宛てて出された書簡で，彼は次のように認めている。「何分独逸之事ヲ取調候ニハ独逸学ニ通暁スル者ヲ送ラサレハ不自由勝ニテ実ニ困難ノ事不少。殊ニ憲法ヤ行政ノ取調ニハ，テクニツカルノ言語多ク，小生も英語ニ引合ハ其意味ヲ解釈スル事ヲ得ル位ニテ頗難渋ヲ覚ヘ申候得ハ，憲法ノ良否得失ヲ講論スルハ実ニ寝食ヲ忘スルヽ心地仕候」[10]。

いくら開化主義者を任じていたとはいえ，伊藤はドイツ語を解することができなかったし，ドイツの法政理論につては全くの門外漢であった。のみならず，頼みとしていたグナイストが非協力的であったことも大きな打撃だった[11]。グナイストは実質的な講義は弟子のアルベルト・モッセに一任していた模様だが，その逐条的なプロイセン憲法の講述が伊藤の意に沿うも

のでなかったことは,「決シテ箇条ニ付其文意ヲ解スル位ニテハ，其精神も実際モ呑込ム事ハ出来不申。学問上ノ分析ニテ其事柄ニ付論窮不仕テハ只皮相ノ事ノミニ御座候。成丈其骨子ノ在ル所ヲ探求シ，幾分カ其効能ヲ得度ものと執心罷在候」[12]と彼自身が記していることから察しがつく。総じて，ベルリンでの伊藤は調査に満足すべき成果を見出せないまま，無為に時を送っていたといってよいのである。

伊藤の苦悩は，自分自身の学習の不調のみに起因するのではなかった。加えてこの時期，彼は他のメンバーの調査に関してもその統御をなしえず，一行は調査団としてのまとまりを欠く有様であった。木場貞長はベルリン滞在時を回想して,「一行の調査研究といっても，別にこれといって公の指揮命令を仰いで活動したわけではなく，公が講義を聴かれた以外は，みな旅館で彼地の新聞や書籍を読み，あるいは各地に盛んに見学見物に出かけることに多忙であったようである。したがって学問上の議論などあることも少く，時折，伊東巳代治だけが，公のお相手でしつこく議論しているのが目についた程度で，一行の生活はのんびりしていた」[13]と述べているが,「一行の生活はのんびりしていた」わけでは決してない。遅々としてはかどらない調査に対して，調査団内部からも批判の声が挙がっていた。ベルリン滞在時に，随員の一人三好退蔵が伊藤に宛てて認めた書状が残っているが，それは伊藤に対する諫書となっている[14]。

三好はまず,「今閣下君命を帯て欧州に来り先つ独乙の国法を採らんか為めに自ら識者に就て之を問ひ，又随行員をして課を分ち業を定め各其取調に従事せしむ。区処既に成り方向既に定まる」と記す。一行が分担のうえ，プロイセンの憲法体制を体系的に習得することを旨としていたことが分かる。

けれども実際には，先の木場の回顧にも明らかなように，憲法の講義を聴講するのは伊藤一人で，他の随員は勝手の分からぬまま蚊帳の外に放置されていたのであった。「随行中独乙の言語文字を知るものは僅かに二人耳」という状態では，漫然と時を過ごすしか能がなかったであろう。だが伊藤以外のメンバーにも,「随行各員は閣下の股肱耳目にして，閣下と同行一体の人なりと云はさる可らす。故に各員も亦各其意を体し閣下に従ひ憲法の全体を取調るを以て其目的と為し，帰朝の後は吾国の憲法取調委員となり其技倆を尽すを以て自ら任せしものゝ如し」との気負いがあった。三好は，伊藤を批判して,「閣下独り憲法を講するに従事し，各員を分て他の局務を採らしむ。各員の目的是より違ひ各員の精神是より沮喪し，前日の期望は変して不平の声となり，閣下の名誉は殆んと将さに毀損せんとす」とまで言い切っている。

さらに三好には，なぜ伊藤がドイツでの調査に固執するのかということ自体が分かっていなかった。「退蔵窃に之を人情に考へ之を実際に徴し其利害得失を熟察するに，随行各員を悉く独乙に集め各部の取調を為さしむるは蓋し得策に非らさるなり」と直言した彼は，英仏独墺の４国に随員を分かち，各国の比較を行うべきと提唱する。それというのも,「今閣下の此行は如何なる君命に因り又如何なる廟議に出てたるものなりや之を審にするを得すと雖とも，曾て

閣下の明言せし所に拠れは閣下は則欧州各国の憲法を取調へ奏上すへしとの命を受けられたるもの」と聞いているからだ，と。妥当な提案ではあるが，裏を返せば，そのような基本的な調査方針についてすら，当時一行の間では了解がとれていなかったのである。

以上のことから分かるように，ベルリンでの伊藤は二重の意味で苦悩を味わっていた。自身の調査が満足に進行していないことに加えて，一行の内部で自分に対する不協和音が高まっていることをも彼は意識せざるを得なかったのである。実際，彼がこの時期日本に宛てて発した書簡は，言葉の困難を嘆いたり，団員から上がる不満の声に頭を悩ませるなど[15]，彼の焦慮の念がにじみ出たものとなっている。挙げ句に伊藤は滞在の延期を申し出るのだが，その背後には，このままでは，憲法調査は完全な失敗に帰するかもしれないとの彼の危機感があったであろう。ところが，8月の初めにウィーンを訪問してから，彼の調子に変化が見られる。次にこの伊藤の変容ぶりに筆を移すことにする。

1) 伊藤一行の足取りは前掲『伊藤博文伝』中巻263頁以下，ならびに清水前掲書25頁以下に詳しく記されている。以下の年表作成は，特に注記してある場合を除いてこの2著に負っている。
2) 井上馨宛伊藤書簡，国立国会図書館憲政資料室蔵『憲政史編纂会収集文書』661-1，35頁。
3) 明治15年9月26日付伊藤宛森書簡，『伊藤博文関係文書』第7巻（塙書房，1979年，以下『伊藤文書』），383頁。
4) 明治15年9月30日付伊藤宛平田書簡，『伊藤文書』第6巻，438頁。
5) 明治15年10月28日付伊藤宛山崎書簡，『伊藤文書』第9巻，173頁。
6) 明治15年12月27日付伊藤宛河島書簡，『伊藤文書』第4巻，160頁。
7) 明治16年3月7日付伊藤宛西園寺書簡，『伊藤文書』第5巻，44頁。同年8月31日付伊藤宛書簡（同上，46頁）も参照。
8) 山室信一『法制官僚の時代―国家の設計と知の歴程―』（木鐸社，1988年）250頁以下。
9) 吉野前掲論文，346頁。
10) 前掲註2井上馨宛伊藤書簡，35頁。
11) 明治期に通訳として日本外交のために尽力したアレクサンダー・フォン・シーボルト（Alexander Georg Gustav von Siebold, 1846-1911：フィリップ・フランツ・フォン・シーボルト（Philipp Franz Jonkheer Balthasar von Siebold, 1796-1866）の長男）は，この頃ベルリンで伊藤と会っているが，その回想によると，伊藤は当初，プロイセンの枢密顧問官だったフイスティングから同国の行政，財政について講義を受けたという。そして伊藤がグナイストに着目したのは，シーボルトの聴講したグナイスト講義ノートの英訳を彼が伊藤に示し，それに基づいてグナイストの摂政論についてシーボルトが講義したことにはじまると記している。なお，このノートは伊東巳代治によって翻訳されたという。Vgl. Alexander Freiherr v. Siebold, Persönliche Erinnerungen an den Fürsten Ito Hirobumi, in; *Deutsche Revue*, 35.Jg., Bd.2., 1910,S.214-230, S. 226f.
12) 前註井上馨宛伊藤書簡，35-36頁。
13) 清水前掲書36頁。
14) 『伊藤文書』第7巻，218頁以下。
15) 「随行の連中も少少多人数に過ぎ，多少云々の議論も難免，夫と申も皆頭きどりに成り勝にて，

実地の仕事より大体の議論而已を主とする我国人の通患を不免より出候事多く候」。5月24日付松方正義宛伊藤書簡。『伊藤博文伝』中巻，271頁。

(3)　シュタインとの邂逅

8月8日，ウィーンに着いた伊藤はその日のうちにシュタインと面会している。そして11日には早くも岩倉に宛てて，「英，米，仏の自由過激論者の著述」にかぶれた輩によって傾けられた国家を「挽回するの道理と手段とを得」たと伝え，「心私かに死処を得るの心地」と報じている[1)]。さらに，同27日の山田顕義書簡では「幸に良師に逢ふことを得」るとして，シュタイン招聘を井上馨に献策したことが記されている[2)]。シュタイン訪問によって，明らかに伊藤は憲法調査への自信を取り戻している。

他方で伊藤は，シュタインを通じて一行の求心力を回復することもできた。シュタインは，グナイストと異なり英語で講義を行うほか，伊藤以外の随員にも親しく接した。一行が訪問する前から既に，シュタインはウィーンの日本公使館のなかで著名な存在であり，また彼自身，日本に関して旺盛な好奇心をもって知識を蓄えていた[3)]。知日家であった彼の講話は，一行を奮い立たせるものがあったらしい。木場貞長の次のような証言が残っている。

> ある日シュタインは地球儀のところへ余を呼び，指し顧みて曰く，ヨーロッパ文明及びこれ等の諸国は，この地中海を囲繞して発展して来たのだ，自分の講義も従ってこの地中海中心の講義を出ないと思う。君等の将来の発展はこの別側の日本海と，この支那海を中心として期せられねばならぬ。同様にして君等の学問も亦斯くあらねばならない，と。[4)]

この言葉をグナイストの次の言葉と比べてみれば，両者の一行に対する態度の違いが一目瞭然だろう。随員の一人吉田正春によれば，伊藤らが訪れたとき，グナイストは開口一番，以下のように述べたという。

> それは遠方から独逸を目標にお出でくださったのは感謝の至りだが，憲法は法文ではない。精神である，国家の能力である。余は独逸人であり，且欧州人である。欧州各国の事は一通り知つて居る，独逸の事は最も能く知つて居る，が遺憾ながら日本国の事は知つて居ない。それも研究したら解るだらうが，先づ余から日本の事をお尋ね致さう，日本国の今日迄の君民の実体且は風俗人情，其他過去の歴史を明瞭に説明して貰いたい。それに就て考へて，御参考になる事は申述べても宜い。それを申上げるけれども，確か夫が貴君の御参考になるか如何か，憲法編纂の根拠になるか如何かは余に於て自信はない。[5)]

グナイストとシュタインはともに，ドイツの歴史主義的思潮によって育まれた学究であった[6]。しかし上の二つの引用から，両者の歴史主義には顕著なコントラストのあることが認められるだろう。一言でいえば，グナイストの歴史的思考が閉じた相対主義であるのに対し，シュタインのそれは他文化に対しても開かれたものになっていることである。実際，彼は同時代の歴史法学が偏狭な視野の「一国法律学」に陥っていることを批判し，それに対置して比較法学を唱えていた。その果てに，やがて彼は日本法史論を著すことになる[7]。

このような人物と欧州の地で出会えたことは，やはり伊藤にとって僥倖だったといえよう。シュタインの存在によって，調査の基軸が得られたといえるからである。伊藤は先に掲げた表の通り，11月5日をもってウィーンを離れている。その後，山崎や西園寺のように，伊藤と別行動をとって調査にあたる者が出ているが，それは，何よりも伊藤が調査の全体を統制することができるようになったことの現れといえるかもしれない。シュタインの講義によって，立憲政治の「総論」を押さえ得た伊藤は，自信を持って「各論」的調査を他の者に割り振ることができたのではなかろうか。

しかし，何よりも注目に値するのは，一行とシュタインとの繋がりがそれ以後も持続していることである。顕著なかたちでは，一行に同行していた留学生の木場貞長と末岡精一が伊藤の計らいでウィーンに残り，引き続きシュタインの指導を受けている[8]。随員のなかでも，河島醇が12月22日に，シュタインを再訪するためにウィーンへと向かっているほか[9]，シュタインに宛てた伊東巳代治書簡によれば，そもそも伊藤ら一行も再度シュタインのもとで学習する希望をもっていたらしい[10]。

伊藤とシュタインの出会いが，「シュタイン詣で」の契機となったことは先にも触れたが，その予兆はこの頃に既に見られる。ヨーロッパを巡視中の有栖川宮熾仁親王は，10月にウィーンで伊藤とともにシュタインの講筵に連なっているし[11]，後藤象二郎も年末にパリで伊藤と会った後，彼の強い勧めでシュタインのもとを訪ねている[12]。三好退蔵は前記の「直訴状」の後，伊藤のウィーン行きに同行せずベルリンに留まって取り調べに当たっていた模様であるが，その後，やはり伊藤の勧めでシュタインの講義を受け，大きな感化を受けている[13]。その他，駐ベルリン公使の青木周蔵に対しても，伊藤は書簡で「シュタイン詣で」を慫慂していた[14]。

このように見てくると，ウィーンにおけるシュタインとの邂逅は，明らかに伊藤滞欧憲法調査のクライマックスをなすものだったことが分かる。本稿が，伊藤憲法調査を伊藤に与えたシュタインの影響という観点から考察しようとするのは，この点を重視するからにほかならない。かくして，本稿のスタンスを確認できたわれわれは，次にこの両者の思想の結節点に論及していきたい。

1)　『伊藤博文伝』中巻，263-4頁。
2)　『伊藤博文伝』中巻，303頁。なおここでいわれている伊藤の井上宛書簡そのものは管見の限り見当たらないものの，次の山県の建議書中に8月23日付井上宛伊藤書簡として引用されている。「九　澳国学士スタイン氏雇入結約を伊藤参議に委任并同氏年金給与の件　1スタイン氏雇入の件建議　山県有朋　三条太政大臣宛　明治一五年一〇月二四日」『公文別録』（国立公文書館蔵）マイクロ第1期。リール3，0063。
3)　前掲拙稿「「日本におけるシュタイン問題へのアプローチ」第3章。
4)　清水前掲書，36-7頁。
5)　尾佐竹前掲書，338頁。
6)　グナイストは当初，ドイツ歴史法学派の領袖フリードリヒ・カール・フォン・サヴィニーの後継としてベルリン大学でローマ法を講じていた。また彼は同学派ゲルマニステンの雄ゲオルク・ベーゼラーとも深い親交があり，彼自身イギリス法制史の研究で名をなしている。前記引用文中，「憲法は法文ではない。精神である」と彼が語ったとき，そこで念頭に置かれていたのはサヴィニー以来の歴史法学派の信条である，「民族精神（Volksgeist）論」であろうことは想像に難くない。グナイストの生涯とその思想については，上山安敏『憲法社会史』（日本評論社，1977年）第1章のほか，Erich J.Hahn, *Rudolf von Gneist 1816-1895,* Frankfurt a.M., 1995. を参照。シュタインの思想を歴史法学の思潮との絡みで理解する作業は，「ローレンツ・フォン・シュタインにおけるドイツ国家学の形成(1)，(2)完」『法学論叢』第133巻1号，5号（1993年）42-66頁，80-102頁，ならびに「ローレンツ・フォン・シュタインの比較法学-法学的ゲルマニスティクから比較法史へ」『文明のなかの規範 Histor Juris 比較法史研究3』（未来社，1994年）323-356頁の2本の拙稿で行った。
7)　参照，前掲拙稿「ローレンツ・フォン・シュタインの比較法学-法学的ゲルマニスティクから比較法史へ」。
8)　本章(1)註10。
9)　本章(2)註6。
10)　1883年2月21日付シュタイン宛伊東巳代治書簡（シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州立図書館蔵「シュタイン文書」，4.2：04.22-1)。以下同文書の資料を指示する場合は登録番号のみ記す。
11)　『熾仁親王行実　下』（1929年）143頁以下。
12)　大町桂月『伯爵後藤象二郎』（1914年）537頁以下。
13)　明治17年10月7日伊藤宛三好書簡，『伊藤文書』第7巻，217-8頁。『伊藤文書』の編者はこの書簡の年代を明治15年と考証しているが，前記「シュタイン文書」に残されているシュタイン宛三好書簡（4.2:04.49）と照合して明治17年のものと判断した。
14)　明治15年8月11日伊藤宛青木書簡，『伊藤文書』第1巻，54頁。

3　「赤い糸」

憲法調査に至る以前の伊藤とシュタインの境遇，ないし境地を瞥見し，お互いのうちに相手を受容する十分な素地のあったことを本章では指摘しておきたい。若干結論を先取りすれば，両者の間には国家形成における知の問題を巡って，看過し得ない思想的共鳴点が認められる。

以下，そのことの論証に努めたい。

(1) シュタイン，異端の国家学者：大学論・法律学批判・行政学のトリアーデ

シュタインの著作を系統的に読み進めると，そこに同時代のドイツのアカデミズムに対する批判が一貫して流れていることに気付く[1)]。彼の批判は，ドイツの大学が国家学を喪失した結果，その本来的な使命をも見失っているということに集約できる[2)]。では彼が唱える大学の使命とは何なのか，そして国家学とはそれにどう資するものなのか。彼の議論を追ってみよう。

シュタインはまず何よりも，ドイツ史における大学の意義を高唱してやまない。彼によれば，そもそもドイツがドイツであり得たのは大学という制度が連綿と続いてきたからであった。個々の領邦国家に分断され，民族の一体性が引き裂かれていた時代にあっても，大学だけは一貫して存続し，それによって「ドイツは緊密に結び合わさってきた」[3)]。大学のなかに，理念としてのドイツがかろうじて残っていたのである。「この点，ドイツの国民生活の他のどの要素もそれに並び得るものはない。ドイツはあらゆるものをヨーロッパと共有しているといってよいだろうが，大学だけは徹頭徹尾ドイツ的なものなのである」[4)]。

問題は，そのような栄えあるドイツの大学の現状である。「大学」との総称を用いながらも，彼が念頭に置いているのは専ら法学部なので，法学教育に即して彼の診断を聞いてみたい[5)]。

シュタインによれば，大学での法学教育によって養成されるべきなのは，語の広い意味におけるStaatsmannである。通常，「政治家」を意味するこの単語に，彼は「公生活に仕える職業人」[6)]という意味合いを持たせている。すなわち法学部での教育とは，国家の様々な局面での活動を担い，それを精神的に指導できるような人材を作り出すことに求められるのである。

けれども，シュタインの見るところ，ドイツの大学はこの使命を没却している。そこで生み出されているのは，今やStaatsmannどころか，言葉の最も狭い意味での裁判官に過ぎなくなっている。今やドイツの法学教育によって世に送り出されるのは，法律の釈義的解釈とその適用しかなし得ない裁判官であり，法律を機械的に執行することにしか能がない行政官である。これは，法学徒の学習が個々の法律の条文の解釈に限定されてしまっているからにほかならない。彼の表現によれば，法文とは「現実世界の生き生きとした森のなかの個々の木々の幹から延び出る一枚一枚の葉や一本一本の枝」であるが，「秋になると枯れ落ちて，無意味な紙切れとして実務という土壌を覆う」ものでしかない[7)]。しかも，学生たちが学んでいる法文とは，ドイツの社会生活から生み出された現行法なのではなく，『パンデクテン（Pandekten,「学説彙纂」）』という古典ローマ法のテクストなのである。ドイツの法学教育は，かくして二重の意味で現実から目を伏せるものとなってしまっている。

われわれの今日の法律学は公生活を担う人物，ドイツのStaatsmannを作り出す能力を

完全に欠いている。それというのも，大学ではパンデクテンが主科目とされ，国家学は副科目になっているからである。[8)]

これに対して彼が掲げるのが，国家学の復権である。それはドイツの法学部を支配している静態的な法解釈学を克服し，法を作り出す社会のダイナミズムを対象とする学問と性格づけられる。そしてこの国家学を通じて，政治や立法のイニシアチブをとれるような Staatsmann＝官僚を養成することが謳われる。それは「法を生み出し，国家を形成する諸勢力についての認識と把握」をなしうる存在であり，「経済的かつ社会的な活動や危機という荒々しい運動」についての理解力を備えた人物である[9)]。そのような人材を国家に供出することで，産業化社会の加速化する社会変動に即応した行政活動が可能となることが期待される。「国家学はわれわれの国家的職業教育の未来であり，そのなかへと今日の法学は否応なしに包摂されていくであろう」[10)]。

上述のような法律学至上主義によって，国家学は大学から駆逐されてしまっている。シュタインにとってそれはドイツの大学の本質を鑑みた場合，極めて異常なことでしかない。国家学は Staatsmann 養成の基軸として，大学のなかで再建されなければならない。そしてそのために彼が動員するのが行政学である。

> われわれは主張する。行政の理論が憲法の理論と同等の権利をもって樹立されていないところでは，国家的教養は不完全なままである，と。そう，われわれは主張する。行政学は国家学のパンデクテンである，と。そしてこのパンデクテンにとって，本書の体系はインスティトゥティオーネン（Institutionen,「法学提要」）の位置を占めるだろう，と。[11)]

以上を要約するに，シュタインにあって，大学制度とは Staatsmann＝官僚を養成するという独特の役割を担っている国家的機関だったのであり，何よりも国家学の教育の場でなければならなかったということがいえるだろう。そのような見地から彼はその生涯を通じて，大学の使命を説き，国家学なきドイツの法律学を批判し，それに代わるものとしての行政学の体系化に邁進するのである。これら３つのファクターこそ，シュタインの思想体系の基盤をなすものであったと見なすことができる。本節の表題に「大学論・法律学批判・行政学のトリアーデ」と掲げた所以である。

このようにしてシュタインはドイツ法学の苛烈な批判者を演じていたわけであるが，それは逆にいえば，彼の提示する学問＝大学構想が遂に社会に受け入れられなかったことを意味してもいる。元来わが国では，シュタインの名は世界的名声を博していた大学者として語られることが多いが，実際には彼は同時代のドイツの学者界のなかで終始孤立した存在だったのである。

彼の著作は，憲法学において厳密な解釈学的方法を基礎づけ，学界に君臨していたパウル・ラーバントによって，正当な方法で著された行政法学の書ではないとして揶揄され[12]，著名な商法学者レヴィン・ゴルトシュミットからはディレッタンティズム以外の何物にもあらずと酷評され[13]，当代を代表する国民経済学者グスタフ・シュモラーにいたっては，それらを自らの「思弁的観点に陶酔」した前世代の遺物と見なしていた[14]。何よりも彼の国家有機体論的発想が，国家法人説の風靡を前にしたとき，同時代の学者たちには非科学的ないかがわしい代物と思われていた。同様に彼の国家学への執着も，カール・シュミットが鋭く指摘するが如く，疑似自然科学的実証主義が趨勢となった19世紀後半の学問状況のなかでは，依然として観念論的夢想にふけっているものとしか世人の目には映らなかったのである[15]。

伊藤が面会したとき，シュタインの置かれていた状況とはこのようなものであった。確かに彼がウィーン大学の看板教授として功なり名遂げた人物であったとしても，彼の内面は故国ドイツを支配する法律学至上主義とそのオーストリアへの波及によって，決して穏やかなものではなかったと推測される[16]。1882年，70歳を間近に控えていたこの老教授は，ウィーン大学の退官を前に，自己の学者としての歩みを振り返る時期にきていた。そこで彼が味わっていたのは，自己の終生の主張が遂に世間に顧みられなかったことに対する挫折感であったろう。伊藤が，そして国家建設に着手していた近代日本が彼を頼ってきたのは，まさにそのようなときだったのである。

1） この点は既に前掲拙稿「ローレンツ・フォン・シュタインにおけるドイツ国家学の形成」で詳論したことでもある。以下の論述は新しい資料を用いつつ，以前に論じたことを再確認するという性格をもつ。

2） 大学がドイツにとって国家的意義をもつ機関であるとの認識は，シュタインが論敵視していたサヴィニーにも共有されていたものであった。この点について，河上倫逸『法の文化社会史』（ミネルヴァ書房，1989年）の第4章「サヴィニーにおける「新」学識法の基礎づけ」を参照。シュタインが大学問題を巡ってサヴィニーを意識していたことは，Stein, *Lehrfreiheit, Wissenschaft und Collegiengeld*, Wien, 1875, S.11. から窺うことができる。

3） Stein, Triennium und Quadriennium, in; *Allgemeine Zeitung,* 28.Juni, 1878, S.2625.

4） ders., a.a.O., S.2626.

5） これはシュタインに独特なものではなく，17，18世紀の啓蒙主義的大学改革以来のドイツ的大学観である。参照，荒井真「啓蒙期ドイツにおける大学改革の目的とその成果-ゲッティンゲン大学を中心として(1)」『法律時報』第68巻3号（日本評論社，1996年）116頁。シュタインの大学論は，この啓蒙期ドイツの伝統を継承したものといえる。

6） Oben Anm. 4

7） ders., a.a.O., in; *Allgemeine Zeitung,* 29. Juni, 1878, S.2643.

8） ders, *Handbuch der Verwaltungslehre, 2. Aufl.*, Stuttgart, 1876, S. XI. 以下，*Hdb. d. Vwl,2.Afl.* で略記。

9） Oben Anm. 7

10) *Hdb.d.Vwl,2.Afl.*, S. V.

11) ders., *a.a.O.*, S. 1.

12) Otto Mayer, Ein Stück Curriculum Vitae, in; *Deutsche Juristen Zeitung,* XIV, Berlin, 1909, Sp.1044.

13) Levin Goldschmidt, Rezension von Gegenwart und Zukunft der Rechts- und Staatswissenschaft Deutschlands, in; *Zeitschrift für das Gesamte Handelsrecht,* 23.Jg., 1878, S.274-288.

14) 拙訳カール・シュミット「一九世紀史におけるローレンツ・フォン・シュタインの地位」『Jurisprudentia 国際比較法制研究』第3号（ミネルヴァ書房，1993年）120-128頁，126頁。

15) 同上，124頁。

16) 参照，Wilhelm Brauneder,Lorenz von Steins Wirken in Wien（付拙訳），比較法史学会編『比較法史研究の課題 Historia Juris 比較法史研究—思想・制度・社会1』（未来社，1992年）i頁—xxxi頁，xviii-xxi頁。因みに1887年，シュタインと対照的な方法的立場に立つウィーン大学の若き同僚ゲオルク・イェリネックによって，*Gesetz und Verordnung,* Freiburg I.B. が上梓されている。オーストリアの偉大なパンデクチスト，ヨーゼフ・ウンガーに捧げられているこの書の出現は，シュタインにとってウィーンのアカデミズムにおける自分の足場を揺るがす事態であったと考えられる。事実，彼は自著のなかでイェリネックの近著は，対象が「心なしか狭く限定されている」として否定的な言辞を記している。Stein, *Handbuch der Verwaltungslehre, Theil 1,* Stuttgart, 1887, S.XVIII.

(2) 伊藤，知識人に抗する政治家：明治14年政変の渦中で

伊藤が訪ねてきたときのシュタインは学界から顧みられず，孤立した老学者であった。本章で筆者が伊藤とシュタインとを結ぶ「赤い糸」をほのめかしているからといって，そのようなシュタインの境涯が伊藤にも通底するものであったと述べようとしているわけでは勿論ない。憲法調査時の伊藤は，憲法起草の全権を委ねられた，自他ともに認める政府の中心人物であった。周知のように，憲法調査の直前の明治14年10月にはいわゆる明治14年の政変が勃発している。この年の3月に憲法意見書を提出し，イギリス流議院内閣制に基づいた憲法の制定と2年後を目途にしての国会開設という急進的憲法論を展開して，政府指導者層の間に衝撃を与えた大隈重信は，北海道開拓使官有物払下問題に端を発する民間の反政府キャンペーンにおいて在野の反政府勢力とつるんでいるとの疑念をかけられ，10月12日，辞職して野に下ることになる。同様にして彼の一派と目されていた人々も政府から放逐される。この政変を経ることによって，体制の内部では藩閥政府としての結束感が強まることとなる。そのような意識に支えられて，この時期，伊藤は政府の領袖として押しも押されもしない存在に昇りつめるのである[1)]。

だがその一方で，伊藤が政変後の政治情勢について他の誰よりも焦慮の念を強めていたことも疑いがないと思われる。既に触れたように，渡欧前の伊藤はしばしば飲酒の度が過ぎるなど，親友の井上馨が心配するほどに精神的に不安定な状態にあった[2)]。本節では14年政変期に関するこれまでの研究成果に依拠しながら，憲法調査前の伊藤の内面を推論し，彼の胸中について

考察してみたい。

14年の政変を通じて，確かに政府部内では伊藤を中心とする凝集度の高まりが見られた。だがそれとは裏腹に，周囲の情勢には厳しいものがあった。何よりも大隈らの下野は，反政府勢力の活性化をもたらすものだった。藩閥政府対自由民権という対立図式が，これによって殊の外明瞭となったのである。政府側にとってとりわけ衝撃的だったのは，大隈のもとに優秀な知識人が結集し，彼らによって反政府勢力の組織化と再生産が準備されつつあることだった。大隈は官にあったときから優秀な知識人を自己の配下に集め，影響力の増大に努めていた。彼らは政変によって，大隈とともに下野することになるが，今その面々を列挙すれば，農商務卿河野敏鎌，駅逓総監前島密のほか，次のような少壮官僚が挙げられる。すなわち，矢野文雄（統計院幹事兼太政官大書記官），牛場卓造（統計院少書記官），犬養毅（統計院権少書記官），尾崎行雄（同左），中上川彦次郎（外務権大書記官），小野梓（一等検査官），牟田口元学（農商務権少書記官），小松原英太郎（外務権少書記官），中野武営（農商務権少書記官），島田三郎（文部権大書記官），田中耕造（文部権少書記官），森下岩楠（大蔵権少書記官）といった人々である[3]。これら若き俊秀知識人は，殆どが福沢諭吉の慶應義塾で学び，大隈の斡旋で政府に奉職するにいたったという経歴をもつ。イギリス流政党政治の導入を考えていた大隈は，その地ならしとして，慶應義塾出身の青年書生を自分の構想を実現するためのスタッフとして活用しようとしていた。尾崎行雄は統計院に出仕した頃，大隈の腹心矢野文雄から，「時勢の進運に促がされて，内閣にも国会開設論が起り，大隈参議などは，明治十六年には国会を開く希望で，すでにその準備に着手した。国会が開かれれば，国務の説明をさせる政府委員が，多数必要であるから，今のうちに民間の人材を抜擢して政府に入れ，二年間政務の練習をさせることにしたのだ」[4]と聞かされている。大隈の急進的憲法構想に驚愕した政府が，大隈のもとへの知識人の結集にも疑惑を強めていったのは当然であろう。時の太政大臣三条実美も，「大隈氏建言已来専ラ福沢党之気脈内部ニ侵入之事ニ至テハ一同憤激之模様ニ有之候」[5]と記している。政府側としては，政変を起こして大隈の急進的憲法論を封じるには，大隈一人のみならず，政府部内の福沢色をも一気に払拭せざるを得なかったのである。

しかしそれは問題の根本的な解決とはなり得ない。野に放たれた大隈一派は，立憲改進党と東京専門学校を設立し，公然と政府との対決色を強めることになる。「片手に政党，片手に学校」[6]を具備することによって企図されていたのは，私立学校で政治的人材を養成し，それを政党にリクルートしていくというシステムにほかならない。例えば，大隈の懐刀小野梓の東京専門学校における講義は次のようなものであったという。

> 小野先生の講義は丸で政治演説のやうだ。財政の原理などはそち除けで，盛んに政談をせられる。かういふ風にして，学生の気風を政治弁論に導かれたのは実に非常なものであ

る。〔中略〕全校の生徒約二百人は，総て是れ年少気鋭の政治家であつた。[7]

ここに反政府勢力の再生産装置は見事な整いを見せたといえよう。このことは政府側にとって大きな脅威であった。渡欧中の伊藤のもとには，日本の政治動静を伝える頻繁な通信が送られていたが，その一つの大きな柱をなすのが，大隈の大学設立に関する動向である。明治15年6月15日に山県有朋が，改進党の「計画する所の順序は第一華族を団聚して立党の源を深ふし，第二早稲田の学校に於て遊説派出の人物を養成し，第三大に延して天下の豪商，豪農を団結し，以て政府に迫らんとするものに有之哉に被察候。……〔同党は〕将来随分政治上に於て可恐党派を形成するに至るやも難測と存候〔傍点瀧井〕」[8] と報じているのをはじめとして，「大隈わせ田の学校は民権研究所の如」し[9]，とか「改進党は頗更張，河野は修進社を盛にして法律者流を勧誘し，大隈は如別紙学校を創立し，孜々尽力して党勢を熾盛ならしめんとす」[10] といった知らせが繰り返し伊藤のもとに届けられていた。政府は在野の反政府勢力の制度化を牽制する必要にこのとき駆り立てられていたのである。

その一方で政府側としては，これまで政治エリート養成のイニシアチブが私立学校に握られ続けてきたことの反省も余儀なくされていたであろう。そしてこの点を人一倍痛感していたのが，他ならぬ伊藤であったと考えられる[11]。土屋忠雄によれば，「明治二年の「国是綱目」以来，一貫している伊藤博文の考え方は，近代統一国家，法治国家としての機構，組織の確立と，その中における教育行政，学校制度のありようをいかにすればよいか，またそのような国家に相応しい人間をつくるには，どのような教育が適当であるかという」[12] ものだった。この洞察から窺われるように，伊藤は国家の基礎としての教育と知識の問題を人一倍重視していた政治家だった。「国是綱目」のなかには，「速ニ人々ヲシテ弘ク世界有用ノ学業ヲ受ケシメ」，そのために「新ニ大学校ヲ設ケ，旧来ノ学風ヲ一変セザル可ラズ」との表現が見られる[13]。伊藤にとって，新しい国家は「世界有用ノ学業」を修めた新しい人間によって担われるべきものだったのであり，そのための知の機関としての「大学校」の設立を彼は絶えず模索していたのである。

前記の如き大隈の大学計画は，それ故に伊藤にとって大きな挑戦であった。それは何も，大隈が伊藤のお株を奪うかたちで知識人の糾合と養成に着手したからというばかりではない。両者の間には知識人の「質」を巡る見解の相違も介在していた。一言でいって，大隈のもとに集い，彼が育成していこうとしたのは「政談的知識人」である。そのことは先に引用した，東京専門学校における小野の講義風景の描写が端的に物語っている。これに対して伊藤が念頭に置いていたのは，「科学的知識人」だった。そしてこの「科学」によって，「政談」を克服することこそ伊藤の最大の関心事だったのである。明治12年の「教育議」[14] のなかで伊藤は，維新後の不平士族や欧米過激思想の台頭に対処するためには，高等教育の再編成が不可避であると論

じているが，そこで彼は科学による政談の「暗消」について語っている。

> 高等生徒ヲ訓導スルハ，宜シク之ヲ科学ニ進ムヘクシテ，之ヲ政談ニ誘フヘカラス。政談ノ徒過多ナルハ，国民ノ幸福ニ非ス。今ノ勢ニ因ルトキハ，士人年少稍ヤ才気アル者ハ，相競フテ政談ノ徒トナラントス。〔中略〕今其弊ヲ矯正スルニハ，宜シク工芸技術百科ノ学ヲ広メ，子弟タル者ヲシテ，高等ノ学ニ就カント欲スル者ハ，専ラ実用ヲ期シ，精微密察，歳月ヲ積久シ，志嚮ヲ専一ニシ，而シテ浮薄激昂ノ習ヲ暗消セシムヘシ。蓋シ科学ハ実ニ政談ト消長ヲ相為ス者ナリ。[15]

しかし伊藤の提議とは裏腹に，事態は深刻の度合いを増していく。「政談ノ徒都鄙ニ充ツル」という状況は，大隈の手引きもあって，明治14年に入ると政府の内をも浸食していくのである。伊藤はこの時期，「今日生意気ノ書記官等，頗ル急進論等ヲ以テ差迫ル事時々アリ」[16] と苦言を漏らしている。

そのような伊藤が政府の他のリーダーたち以上に，政変後の大隈の東京専門学校の動きに神経を尖らせていたのは当然だろう。伊藤は欧州に発つ直前の15年2月に，再度井上毅に教育改革のための建議書を作成させている[17]。そこでは，「教育ノ政治ニ於ケル，密切ノ関係ヲ有シ，人心ヲ冥々ノ間ニ誘導スルコト，形影相応スルカ如シ」と彼の信念が改めて表明され，「私塾私社ハ，則概ネ変則ヲ主トシ，常則ニ拘ラズ，活発敏捷ニシテ，速成ニ便ナル者アルヲ以テ，年少（稍々才気アル者），往々此レヲ去テ彼レニ就クコトヲ致スナリ，今ノ勢ニ由ルトキハ，中学ノ設ハ，却テ七年ノ艾タル者ノ如シ〔（　）内，後に抹消〕」[18] として，勃興する私学勢力に対処するための策が模索されている。

しかし伊藤にはもう一つ憂慮の種があった。政変によって，憲法を2年後に制定するとの大隈の急進論は排されたが，同時に14年10月12日に国会開設の勅諭が出され，明治23年を期して立憲政治を布くとの漸進主義が宣明された。それまで立憲制についての十分な理解を欠いていた伊藤は，この間に大隈や福沢に代表される民権派を凌駕し得るような立憲政治家としての素養を積む必要に迫られていたのである。そしてここにおいても伊藤が直面していたのは知識人の問題であった。明治14年の政変は，国家構想の覇権争いという性格をもつが，夙に指摘されているが如く，そこでの真の主役は伊藤や大隈ではなく，井上毅であり，小野梓であった[19]。彼らのような西欧の国家論・政治理論を身につけた知識人の台頭を前にして伊藤は，自己の権力の安定とリーダーシップの強化のためにも，これら新興知識人をしのぐほどに立憲政治について把握しておく必要を感じていたと考えられる。確かにこの頃，政府側には既にプロイセン型立憲君主制を知悉し，それを唱道していた知恵者井上毅がいた。彼こそ大隈の急進論を破砕し，伊藤を勧説して憲法起草の任に当たらしめた政府のイデオローグである。しかし井上の存

在は伊藤にとって決して安心できるものばかりではなかった筈である。というのも，井上はしばしば伊藤の頭越しに行動し，岩倉や井上馨を動かして自己の抱くプロイセン流憲法構想へ向けて政府全体をシフトさせていっていた[20]。伊藤に対しても，彼は井上馨に取り入り，その口を通じて元老院改革に固執する伊藤の憲法観を批判させ，「早ク独乙之憲法ニ習」うよう督促している[21]。井上毅の陰での働きによって，伊藤は彼のプロイセン型憲法構想実現のための先兵に祭り上げられようとしていたのである。そのような井上の活動は，官僚としての分を越えたものと伊藤の目に映じたであろうことは想像に難くない。小野をはじめとする在野の理論家のみならず，体制内の井上のような知識人の政治的突出にも伊藤は心を砕かねばならなかったのである。彼らをはじめとする知識人を馴化し，自己の権力を支える知のシステムを確立すること，憲法調査に出かけるに当たっての伊藤の懸案とはそのようなものだったと推察される[22]。

以上のように伊藤には，大隈－小野ラインのみならず，岩倉-井上ラインの憲法構想をも克服しなければならないという個人的要請があった[23]。彼がかなりのコストとリスクを負ってまでも海外に出ることを決意したことの背景には，そのような彼の政治的動機が働いていたと考えられる。大隈-小野と岩倉-井上の両者からの挟撃を乗り越え，立憲制への第３の道を追求するに当たっては，日本に留まっていたのでは埒があかなかった。それではいつまでも，小野や井上の後追いをすることにしかならないからである。台頭する政治的知識人に対抗し，独自の立憲国家のビジョンを獲得するには，日本をいったん離れ，逸速くドイツを訪れて彼の地の国家論を学ぶ必要があった[24]。その意味で，伊藤にとってヨーロッパでの憲法調査は，単に憲法起草者としての箔付けというにとどまらない，勝れて実践的な意義をもつものだったのである。

1)　大久保利謙「明治十四年の政変－薩長藩閥政権の確立－」『明治国家の形成　大久保利謙歴史著作集２』（吉川弘文館，1986年）。明治14年政変についての研究史的整理として，御厨貴「国会論と財政論　一四年政変再考」坂野潤治・宮下正人編『日本近代史における転換期の研究』（山川出版社，1985年）を参照。
2)　渡欧前の明治15年１月11日の書簡で井上は「飲酒は屹度御慎み有之奉祈候」（『伊藤文書』第１巻，169頁）と述べているほか，出発後の第一便たる４月６日付書簡にも，「益御清適順々御旅行且追々飲酒も相減し活発なる大海之空気に呼吸被成候事故，御病気も随て快壮に復し候事と奉想像候」（前掲箇所）と記している。
3)　指原安三編『明治政史』（『明治文化全集』第２巻），374頁。
4)　尾崎行雄『咢堂自伝－日本憲政史を語る－』（『尾崎咢堂全集』第11巻）74頁。
5)　明治14年９月６日付岩倉具視宛三条書簡，『岩倉公実記』下，753頁。
6)　『早稲田大学百年史』第１巻（早稲田大学出版部，1980年），第７章。
7)　森田卓爾談，前掲『早稲田大学百年史』第１巻，474頁。
8)　『伊藤文書』第８巻，105-6頁。
9)　明治15年12月６日付伊藤宛中井弘書簡，『伊藤文書』第６巻，267頁。
10)　明治15年11月17日付伊藤宛柳原前光書簡，『伊藤文書』第８巻，54頁。
11)　この件について次の研究が示唆に富む。Spaulding, *op.cit.*, pp.44-5.

12） 土屋前掲書274頁。
13） 『伊藤博文伝』上巻，422-3頁。
14） 『伊藤博文伝』中巻，149頁以下。この建議書は井上毅に下書きさせたもので，『井上毅伝』第6巻，85頁以下に「伊藤参議教育議」がある。
15） 『伊藤博文伝』中巻，153-4頁。
16） 前掲『保古飛呂比』第10巻，明治14年3月4日の条，105頁。
17） 「伊藤参議学制議」，『井上毅伝』第6巻，121頁以下。
18） 同上，121頁。
19） その経緯は，山室前掲書250頁以下に活写されている。
20） そもそも14年政変は，井上毅が政治史の表舞台に初めて独立のアクターとして登場したという意義をもつ。参照，大久保前掲「明治十四年の政変」316頁以下。
21） 明治14年7月27日付伊藤宛井上馨書簡，『伊藤文書』第1巻，165頁。この間における伊藤への井上毅の働きかけについては大久保，山室前掲書のほか，坂本前掲書第1章第4節が参考になる。
22） 詳しい論証抜きではあるが，木村毅も次のような興味深い記述を行っている。「憲法調査のころの伊藤博文の最大の心配と煩悶は，新しい学問をして，大学を卒業してくる新知識に，どうして対抗してゆこうかということであった」（同著『早稲田外史』（講談社，1964年）169頁）。
23） 伊藤と井上の葛藤については，山室信一『近代日本の知と政治』（木鐸社，1985年）60頁に簡潔な指摘がある。伊藤と岩倉の憲法構想を巡るギャップは，坂本前掲書が強調している。
24） それまで政府部内でドイツへの関心は傍流であり，彼の地の法制継受のため直接ドイツで学習したものは皆無に等しかった。井上自身もともとの研鑽対象はフランス学であって，彼のドイツ学の学識は御雇い外国人ヘルマン・ロェスラーに負うところが大きかった。

4　シュタイン講義の構造

前章ではシュタインと伊藤のそれぞれについて，ウィーンでの邂逅に至る直前の心理的境地を瞥見し，二人の出会いを必然化させる契機について言及してみた。本章と次章ではさらに歩を進めて，伊藤の学習したシュタインの国家学の内容と影響を検討していくことにしたい。伊藤がこの時聴講した講義の記録としては，『純理釈話』ならびに『大博士斯丁氏講義筆記』の二つの資料が残されている（ともに国立国会図書館憲政資料室蔵『伊東巳代治関係文書』所収。後者は清水前掲書に付録として翻刻されている）。これらに含まれているシュタインの講説はもとより多岐にわたるが，以下では立憲制導入にあたって伊藤が特に感化を受けたと思われる幾つかのトピックに絞って，彼の講義を再構成してみよう[1)]。

(1) 立憲政治

立憲制の移入を期して遥々ヨーロッパまで旅してきた伊藤らに対して，シュタインはその本質をそもそもどのようなものとして諭したのだろうか。この点を論じるに当たっては，まずシュ

タインの国家観を整理しておく必要がある。

シュタインの国家観を特徴づけるのは，国家を一個の人格と捉える独特の有機体論である[2)]。彼の言葉を借りれば，国家とは「独立の人格へと高められたゲマインシャフト」[3)] と規定される。この点，伊藤の理解には若干の齟齬が認められる。伊藤のシュタイン講義録では，国家は「社会ニシテ人体ノ質ヲ備フルモノ」（『純理釈話』，以下『釈話』，頁付なし）と記され，ヨリ具象的な擬人的国家理解が示されているのである。

それはさておき，そのようにして国家をひとつの Person＝人・人格と定義することで，シュタインは具体的にいかなる国家像を描いていたのだろうか。Person についての彼の説明を引いておきたい。

> 人体ノ質必ス三ツノ元素ヲ備フ。曰ク，良知。人生レテ万様ノ異アリト雖トモ，其必ス同シキ所以ノモノ此ノ良知ニ在リ。其一個ノ人体質ヲ備フルニ至テ之ヲ我（アイ）ト云フヘシ。曰ク，意思。人自ラ其一身ノ方向目的ヲ定ムルノ力之ヲ意思ト云フ。曰ク，実力。現ニ有ル所物ヲ意ニ随テ変易制馭スル之ヲ実力ト云フ。（『釈話』）

ここで述べられているのは，およそ人格なるものが自己意識（Ich）をもち，意思（Wille）を備え，行為（Tat）するということである。そして自律的個人がそうであるのと同様に，国家もこれら3つの要素を具備している。すなわち，国家の自己意識を具現化する機関としての君主，国家の意思を形成する機関としての立法部，そして国家の行為を司る機関としての行政部である。シュタインにとって立憲制とは，これら3機関が相互に独立しながらも，互いに規律し合いながらひとつの調和を形作っている政体に他ならない。逆にいえば，これら3機関の何れもが政治的に突出していない政治体制である。シュタインは君主ひとりが政治を主導する体制を「専制君治」，立法部がそうであるのを「民政専圧（アブソリュート・デモクラシー）」，行政部については「専理者（デクテートル）」と規定し，立憲制と対立するものとして区別している[4)]。

ところで，これらのうち特に第2者への警戒を彼は説いている。過度の民主政治は多数専制を導き，国家の土台を突き崩すことになる，と彼は述べる。

> 民政主義ニ於テハ単ニ多数ノミヲ主トシ，一人ノ多数ニ依テ国家重大ノ件ヲ決スルニ至ル。且ツ下等社会ノ人，常ニ多数ヲ制スルヲ以テ労働力役ニ依ラス，専ラ議論ノ多数ヲ以テ富楽ヲ致スヘキ私利自便ノ法律ヲ制定スルノ事アルベシ（『釈話』）

このようにして多数専制を警戒することから，彼は普通選挙制についても次のように極めてネガティブな評価を下している。

一般選挙法ハ国民皆ナ選，被選権ヲ有スルヲ以テ，勢必ス専ラ多数ノ人ノ主持スル利益ヲ代表スル者ノミヲ選挙スルニ至リ，之ニ対スル少数ノ人ノ主持スル利益ハ毎ニ多数ノ為メニ抑制セラレ，少数ノ人終ニ立法権ニ干預スルノ道ナキニ至ルヘシ。（清水前掲書『大博士斯丁氏講義筆記』，以下『筆記』，357頁）

シュタインは「各国ノ憲法皆ナ一般選挙ヲ主トスルノ勢イアリ」（『釈話』）として，普通選挙への傾向を政治的平等を志向する今日のひとつの大きな流れと見ながらも，そこに多数専制に陥る危険を指摘してやまない。それによってやがて，「一般選挙ノ真旨，即チ平等一般ノ義ニ反スル」（『筆記』357頁）ことが帰結されるであろうからである。

以上の論述から分かるように，シュタインは民主主義を立憲制と等置され得るものとは考えておらず，むしろ両者の間の緊張関係を強調している。民主主義は国家の一機関に過ぎない立法部＝議会の専横を容易に導き，立憲政治を覆す危険性をはらんだものであるというのがシュタインの教示である。同じことは他の二機関についてもいえるだろうが，彼の講義のなかで繰り返し登場するのが，民主主義の過激化，すなわち共和主義や国会政治に対する批判であることは強調しておく必要があるだろう。既に議会政治の布かれていたヨーロッパと異なり，これから議会を開設しようとしていた日本からの一行が，この批判をどのように受け止めたかはひとつの興味深い問題である[5)]。だが，この点の考察は後述することにして，次にシュタイン国家学の基本概念である憲政（Verfassung）と行政（Verwaltung）について見ていくことにしたい。

1) 伊藤へのシュタイン講義の分析には，これまでにも清水前掲書303頁以下のほか，平野武による詳細な研究がある（もっとも，両者とも『純理釈話』は考察の対象とされていない）。平野武「明治憲法制定とシュタイン(1)，(2)」『龍谷法学』17巻4号（1985年）47-93頁，18巻2号（同年）98-116頁。以下ではこれら先行業績とは異なった角度から講義の再構成を行う。

2) シュタインによれば，国家は個別的人格とは区別された一般的人格であり，神と類比される人格の最高次の形態とされる（「一般的人格とは神と国家であり，個別的人格とは自由なる人間である」Deutsche Rechtsgeschichte. Geschichte des deutschen Strafrechts, von Dr. Wilhelm Eduard Wilda, in; *Allgemeine Literatur-Zeitung,* 1844(Oktober), Bd.2, Nr.253-255,Sp. 673-688, 689-696, Sp.687.)。そのような彼の思想を単純にドイツ的国家有機体説と同一視してよいのかはひとつの問題である。国家の人格化と国家有機体説との相克について，植村和秀「ハインリヒ・フォン・トライチュケの歴史観－人間中心主義の視点から－」『京都産業大学論集（社会科学系列第10号）』第23巻1号（1993年），85頁を参照。

3) *Hdb.d.Vwl.*, S.12.

4) ここでシュタインの君主観について言及しておこう。シュタインがいわゆる「社会的君主制（das soziale Königtum）」を提唱したことはよく知られており，それはあたかも彼のトレード・マークのように見なされている。確かに，彼が1850年の『フランス社会運動史（*Geschichte der*

socialen Bewegung in Frankreich von 1789 bis auf unsere Tage.)』第3巻において社会改革の主体としての王制という考えを展開しているとはいえ（S.40f.），それは一過性のものに過ぎなかったのが実情ではないかと思われる。本文中に触れたように，君主とは国家の自我を表示する一機関である。すなわち彼の全思想体系のなかで，国政の場での君主の意義とは国家を人格的に体現し，シンボライズするという静態的なものにとどまっており，また彼は君主の政治的機能の収縮を国家の人格としての発展の帰結として論じているのである。Vgl. Stein, *Handbuch der Verwaltungslehre, Bd.1., 3. Aufl.*, Stuttgart, 1887(.以下，*Hdb.d.Vwl. 3.Afl.* で略記)，S.14ff.。シュタインの君主観の理解に当たっては，ヘーゲルの次の言葉が参考になろう。「政治は官僚のおこなうところとなり，頂点にたつのは君主の個人的な決断です。すでにのべたように，最終決定はどうしても必要ですから。ただし，国家の法が安定し，組織がととのっていれば，国家の根幹にかかわる問題が，君主の個人的な決断によって大きく左右されることはありません。高邁な君主をもつことは国民の大きな幸せではあるが，力強い理性にささえられた大国にとっては，それがそれほど大きな意味をもたないのです。」（長谷川宏訳『歴史哲学』下巻（岩波文庫，1994年）372頁）

伊藤に対してもシュタインは，君主が国家の一機関に過ぎないことを論じ，それは「我ト云フノ代名詞ヲ以テ邦国ヲ表彰ス」（『筆記』353頁）るものと説いている。この点，伊藤も制憲作業中に「憲法政治ト云ヘバ即チ君主主権制限ノ意義ナルコト明ナリ」（『枢密院会議議事録』第1巻（東京大学出版会，1984年）173頁）と明言しているほか，後年には国政の場での君主の存在意義を，対外関係などにおいて国家の一体性を外に対して表示しなければならない場合に限定して解釈し，天皇は日本国を「表彰する（represent)」のだと述べている。すなわち，「凡そ一国と云ふものは，其国土と人民とを総て一つの風呂敷に中に包んだやうなものである。之を代表，所謂レプレゼントという字を使つて居る。之は正しく代表といふ字に当るが，私は日本の君主は国家を代表すると云はずして，日本国を表彰する。表はすと云ふ字を使ひたいと思ふ。決して代表ではない」（「伊藤博文演説集」『続伊藤博文秘録』（原書房，1982年；原本春秋社，1929年）97頁。なお，Representation 概念のより深刻な国制史的意義について，和仁陽『教会・公法学・国家-初期カール＝シュミットの公法学-』（東京大学出版会，1990年）第4章を参照)。憲法制定や現実政治の場で伊藤が天皇権力の制限に意を注いでいたことは，近時理解が深まってきているが，シュタインの講義はそのような伊藤の天皇観に理論的肉付けを施してくれるものだったといえよう。伊藤がシュタインから学んだのは，岩倉流の天皇主権説ではなく，天皇機関説だったのである。伊藤と天皇の問題については坂本前掲書のほか，次の諸研究を参照。尾藤正英「日本史上における近代天皇制－天皇機関説の歴史的背景－」同著『江戸時代とは何か』（岩波書店，1992年）所収，伊藤之雄「元老制度再考－伊藤博文・明治天皇・桂太郎－」『史林』第77巻1号（1994年）1-31頁。伊藤之雄は近稿でも次のように定式化している。「伊藤は，立憲国家形成の途上で，天皇親政の方向を否定し，天皇を法・制度の枠内に位置づけようという，天皇の制度化構想を有したが，立憲国家やその土台となる明治憲法を破壊しようとする動きに対しては，明治天皇の支援を積極的に要請し，明治天皇もそれに応じた」（「日露戦争と桂園体制の形成」『法学論叢』第138巻4・5・6号（1996年）229頁)。

5）議会制に対するシンパシーという点では，むしろ伊藤らの方がドイツの識者より優っていたというべきかもしれない。伊藤はドイツ皇帝ヴィルヘルム1世やグナイストの国会批判を聞いたとき，これに反発を示している。明治15年9月6日松方正義宛伊藤書簡，『伊藤博文伝』中巻，314-5頁。

(2) Verfassung（国制／憲法／憲政）

既述のようにシュタインは，立憲制の眼目を君主，議会，行政3機関の均衡のうちに置いて

いた。それに併せて彼は，国家の3大機関の関係を規律し，人格としての国家が自律的な活動をなし得ることを保障した法規範として，憲法を第一に把握している。すなわち，「憲法ノ権〔＝Recht,「法」か〕ハ人体質ノ各部ヲシテ各々其最上ノ職分ヲ尽サシムヘキ規約」（『釈話』）なのであって，「憲法ハ邦国三大機関（即チ国君，立法部，施政部ノ三者ヲ謂フ）ノ結構及ヒ相互ノ関係ヲ規矩スルヲ旨トス。各機関相互ノ関係トハ他ノ機関ニ対スル各機関ノ意思動作ナルヲ以テ，国王特権ノ如キモ他ノ機関ニ対スル国君ノ意思動作ノ別名ニシテ，憲法ノ規定ヲ経タルモノヽ謂ナリ」（『筆記』432-3頁）とされる。

注意しなければならないのは，ここでいわれている「憲法」がいわゆる憲法典と同視されるものではないことである。シュタインにとって，人格たる国家とは須く，自己意識を有し，自らの意思を形作り，それに基づいて行為するものである。そしてそのような作用を発現させるための法制度＝「邦国機関ノ体制」（『筆記』428頁）が，ここにいう「憲法」に他ならない。この点を指して彼は別のところで，「最も一般的な意味では，およそすべての国家は独自の憲法をもっている」[1] と述べている。つまりそこには，今日の憲法学でいうところの「実質的意味での憲法」に近いニュアンスが込められていると考えることができる[2]。したがって，ここでシュタインがVerfassungというとき，それは国家の全体的な内部構造を意味しているのであって，それには「国制」の語が当てらるべきと思われる。

これと区別されるもう一つの意味が，シュタインのVerfassung概念のなかには含まれている。それは，国家の意思形成作用を指している。この場合，原語のVerfassungは「憲政」と訳されるのが適当であろう。例えば彼は次のように述べている。

> 私は言葉の最も高次で本来的な意味における法律を次のように定義しよう。それは選挙された国民議会によって宣明され，国家元首によって裁可された国家の意思である，と。そしてこのことを実行する組織とプロセスを「憲政（Verfassung）」という総体的概念で要約することにする。[3]

このような「憲政」の概念を前提として，それを規律する法規範としてのVerfassungの概念が新たに登場する。かくて，Verfassungの第2の定義が次のように下される。

> 国民の全体生活にそのような〔国家法上認められた独立の〕機関を付与し，そのようにして形作られた機関に国家の意思形成に参与する一定の権利を授与する法律上の秩序，それが憲法（Verfassung）である。[4]

ここでVerfassungの概念は立法権の秩序と権限を意味するものとなっている。これがシュ

タインがVerfassungに付与する第2の，そして狭義の意義である。いわゆる形式的意味の憲法，法典としての憲法とそれは同視されよう。すなわち，シュタインにおいて憲法典とは議会制を規定し，その権限を定めた法規範にとどまるものなのである。伊藤の講義ノートのなかには，「憲法ハ殆ント建国ノ制ヲ列掲スル一片ノ法ニ過キ」ず（『筆記』431頁），とのシュタインの教えが見られ，帝室法，下院選挙法・上院構成法・両院章程及び議事規則の如き議院関係法，行政組織法（「施政部ノ構成法」）といった各々の国家機関の独立性にかかわる法規定は憲法典から除外し，なおかつ「憲法制定以前ニ定ムルヲ要ス」と唱えられている（『筆記』432頁）。

だが，上述のように，Verfassungの概念はこれのみにとどまるものではない。シュタインがむしろ問題としているのは，この第2の意義ばかりが特化して扱われ，国家の全体的な秩序を意味する第1のVerfassung概念が忘却されている今日の状況である。しかし，言葉の真の意味におけるVerfassungとは，立法権たる議会のみを対象とするのではない。伊藤に対してもシュタインは，「世人皆ナ謂フ。立法部ノ構成アツテ始メテ憲法ノ実アリト。是レ謬説ナリ」と述べ，次のように語っている。

> 人民ノ公権，自由ヲ伸張セシハ僅ニ前百紀以来ノ事ニシテ，人民自由ノ権始メテ立法部中ニ存立スルニ至ル。当時ノ人遂ニ以為ラク，国憲ハ代議士ヲ以テ構成スル立法権ニ拠テ，主権及ヒ政府ノ権ヲ限界スル件々ヲ明載スルニ止ルモノナリト。然レトモ邦国ノ体制，結構ヲ全フセントスルトキハ，必ス三機関ノ活動々作ヲ須ツヲ以テ，国憲ナルモノハ此三機関ヲ約束シテ其釣和一致ヲ保スルノ章呈ナラサルベカラス。（『筆記』429頁）

では，そのような議会主義のコロラリーに局限されたVerfassung（憲法／憲政）を克服し，広義のVerfassung（国制）を確立するにはどうすればよいのか。ここに国家生活を構成するもう一つの原理が要請されることとなる。それがVerwaltung（行政）である。

1) Stein, Verwaltung, Verwaltungslehre, Polizei, Verwaltungsrecht, in; Karl Freiherr von Stengel (Hg.), *Wörterbuch des Deutshen Verwaltungsrechts, Bd.2,* Freiburg i.B., 1890, S.707.
以上の点を踏まえてシュタインの立憲制論を敷衍すれば，それは，国家3機関の協働が自覚され，全体としての単一なる国家人格が形作られた状態，ということになろう。

2) 「憲法」が「憲法典」に尽きない豊穣な意味合いを有していることについては，小嶋和司『憲法学講話』（有斐閣，1982年）第1講を参照。

3) Stein, Rechtsstaat und Verwaltungsrechtspflege, in: *Zeitschrift für das Privat- und öffentliche Recht der Gegenwart, Bd.6,* 1879, S.44.

4) Wilhelm Brauneder／Kaname Nishiyama(Hrsg.),*Lorenz von Steins 》 Bemerkungen über Verfassung und Verwaltung 《 von 1889,* Frankfurt a.M.u.a.,1992,S.88. 河島醇編

『澳国スタイン氏講義　憲法及行政法要義』（東京集成社，1889年）21頁。

(3) Verwaltung（行政）

憲政が国民参加を柱とする国家の意思形成についての原理であるのに対して，行政は憲政を通じて形作られた国家の意思を現実のものとするための国家の行為を意味する。したがって，国家がその人格的な存在を完全なものとするためには，憲政と行政双方の確立が不可欠とされる。「憲政はその最も本来的な概念に基づけば，行政の行為無くしては無内容であり，行政はその概念上，憲政無くしては無力」[1] なのである。

しかし，シュタインがその国家学のなかで重視するのは明らかに行政である。「我々は本質的に憲政創設の時代を乗り越えた。次なる時代の力点は行政に置かれる」[2] と彼は著作のなかで謳い上げている。では，新しい時代の担い手として，行政には何が求められているのか。まず形式的には，行政権が「自運自動ノ活機ヲ有スヘキ独立ノ体制ヲ成」すべきこと，すなわち行政部の独立ということである。

> 行政権ニシテ他人ノ意思ヲ承行スルニ止マルトキハ，其承行スル所国君ノ意思ニ係リ，若クハ立法部ノ意思ニ係ルトヲ論セス，全ク他人ニ出ツルヲ以テ，其動作ノ如キモ亦タ狭窄ナル制限ヲ受ケ，為ニ弊情ヲ生スルニ至ル。行政部ノ動作ニ此ノ如キ羈束ヲ加フルノ効ハ，直ニ国権ノ方域ヲ削ルノ害アリ。」（『筆記』365頁）

つまり，国家がその使命を完遂し得るためには，行為の機関としての行政部が，他の二つの国家機関と並び立つ自律的な独立の組織であることが必要なのである。「行政権ハ何レノ国ニ於テモ自運自動ノ活機ヲ有スヘキ独立ノ体制ヲ成サス」（『筆記』364頁）と述べる彼は，イギリスの政体を批判しながら次のように述べる。

> 政府全ク立法部ノ多数ニ依倚スルトキハ，能ク其立法部ノ意思ヲ承行スヘキモ，決シテ自運自動ノ活機ヲ有スルコト能ハス。（『筆記』365頁）

シュタインによれば，上のような政体は「国会政治（ペリヤメンタリー）ト云フヘクシテ，未タ立憲政治（コンスチチユーシヨン）ト称スベカラザルナリ」（『筆記』365頁）とされる。同じことは君主権との関係でもいうことができる。ドイツの例を引きながら，次のように述べられているのが注目される。

> 独逸国ニ於テハ行政部ヲ以テ全ク国君ノ臣僚トナスヲ以テ，国君ノ意思ヲ承行スルニ止リ，其他ニ権ヲ有セサルモノトス。（『筆記』365頁）

このようにしてシュタインはドイツの現状をも批判し，立法部のみならず君主との関係においても行政部が独立たるべきことを説いている。そのようにして行政の高い自律性を確保することが国家建設の新しい課題として強調されるのである。では，そのような自律的行政は実質的に何を目的とするべきなのか。この点，次のように記されている。「邦国ノ発達ハ必ス一個人ノ発達ニ存セサルヘカラス。故ニ施治ノ要旨ハ一個人ノ発達ニ在リ」(『筆記』421頁)，そして「公益ヲ表スルノ用法之ヲ施治(アドミニストレーション)ト云フ」(『筆記』422頁)，と。つまり，行政の目的は個々人の人格的発展，ならびに公益の実現に置かれるのである。シュタインにおいて行政の独立が説かれるのも，この使命の完遂のために他ならない。というのも，現実社会が引き起こす諸対立や諸矛盾の解決にあたって，憲政はしばしば無力だからである。伊藤に対してもシュタインは，「人間ノ事常ニ転変極リナク法制従テ常ニ其同シキヲ守ルコト能ハス。故ニ一切ノ法律皆ナ自ラ推移シテ充分事物ニ適合スルカ如キハ決シテ望ムベカラサル所ナリ」(『釈話』) と教えている。かような憲政の実情を前提にして，シュタインは行政の独自な意思形成の機能（「命令」Verordnung）を基礎づけるのである[3)]。

以上のことから窺えるのは，シュタインの国家学講義とは憲法／憲政とならんで，否，それ以上に行政の概念とその本質を教示するものだったということである。行政部は「邦国ノ生命ヲ主持スルノ機関ナリ」(『筆記』416頁）と規定され，憲法もこの行政の働きをまって初めて，社会的に有意味なものとなることができると説かれる。

> 憲法ハ邦国ノ機関ナリ。自ラ運転活動ノ状ヲ為スモノニ非ラス。故ニ余輩此ノ実際活動ノ機アル施治部ヲ称シテ直ニ国家生命ノ存スル所ト謂フ。(『筆記』416頁)

後に別の日本人に向けてなされた講義のなかでも彼は，「およそ国家なるものは，憲法／憲政の有無にかかわらず，国民の福祉を増進するために行為するということを至上の存在意義とし続けなければならない」との言葉を残している[4)]。これらのことから我々は，シュタインの講義が行政の作用に説き及ぶことによって，憲法／憲政を相対化する術を教えるものだったことを知ることができよう。シュタインが講義の対象としていたこととは，憲法／憲政にとどまらない国家の行政活動一般だったのであり，そのことを通じてそこでは，国家の存在意義がより大きな脈絡で問題とされていたと見なすことができる。

以上のようにして，行政は「自運自動」の機関であり，国制上独立の地位を占めるべきことが説かれた。それは激しい社会対立の時代にあって，行政が議会や君主の単なる下僕にとどまることなく，国家理念の実現のために自らイニシアチブをとるよう期待されていたからにほかならない。次に問題となるのは，この行政をいかに実現させていくかである。この点をシュタインは伊藤にどのように教えているのだろうか。

1) *Hdb.d.Vwl. 3.Afl.*, S.28.
2) *Hdb.d.Vwl., 2.Afl.*, S.1.
3) *Hdb.d.Vwl., 2.Afl.*, S.27ff., *Hdb.d.Vwl. 3.Afl.*, S. 100ff.
4) Wilhelm Brauneder／Kaname Nishiyama (Hrsg.), *a.a.O.* S.84-5.『澳国スタイン氏講義　憲法及行政法要義』15頁。

(4) 国家学

シュタインにおいて，国家の構成要素のうち，行政にとりわけ高い意義が置かれていたことを見た。それは同時に，君主でも国民の代表たる議員でもない，官僚が国家の公益を担う存在としてクローズ・アップされることをも意味する。そこで，この官僚をいかに養成するかという問題が講義の体系のなかで大きな位置を占めることになるであろう。ところが，このテーマについての彼のまとまった見解は，伊藤の講義録のなかには見出すことができない。講義の最終回（10月31日）で高等教育について触れられ，公益の実現に資するのが大学の任務であることが示唆されているものの[1]，突っ込んだ議論には至っていない。

けれどもそのことから直ちに，シュタインのこのテーマに関する説諭がその範囲にとどまるものであったと考えるのは早計である。伊藤は既に明治15年８月末の段階で，シュタインを日本に招聘し，彼を通じて文教政策を刷新することを日本へ向けて打診している。清水伸が指摘するように，伊藤が手紙を発した時点で「シュタイン講義には，文教問題に関するものがなかったのに，伊藤はこれを強調しているところをみると，講義以外の会談においてシュタインはこれを論じ，伊藤をいたく共鳴させていたのであろう」[2]との推測が成り立つのである。既に我々は前章で，国家学という学知を修めた官僚による公生活の指導という理念が，シュタインの学問的営為の基軸となっていることを考察したが，そのことを意識して伊藤の講義ノートを再検討すれば，その端々でシュタインが独自の学問論を展開していることに気付く。以下にその点を摘記して提示してみよう。

既述のように，シュタインが伊藤になした講義は，狭義の憲法学の範疇を越えて，より広範に国家の具体的な活動全般を対象とするものであった。そして彼は自ら，そのような自己の講義を国家学と銘打って伊藤に講じていた。

> 邦国ノ学ハ即チ邦国ノ結構ニ於ケル此三要素〔「良知，意思，及ヒ動作」〕ノ本質職務ヲ研究スルニ在リ（『筆記』353頁）

だが，国家学の課題はこのような国家内部の構成原理に尽きるわけではない。国家学をより十全なものとするために，彼は社会学を動員する。「社会ノ学ニ通セサレハ邦国ノ学ヲ明ニスルコト能ハス」（『筆記』364頁）と述べているほか，彼は「社会」についての認識が国家学に

とって大きな意味をもつことを次のように語っている。

> 邦国ノ意思動作ヲ表スル者之ヲ社会ト云ヒ，理学ニ拠テ社会ト邦国トノ関係ヲ論スルモノ，之ヲ邦国ノ学（サイエンス・ヲフ「・」ステート）ト云フ。〔中略〕社会ト邦国トノ間ニ於ケル関係ヲ考覈シテ其権義ヲ発明スルノ学アルハ固ヨリ異トナスニ足ラサルナリ。（『筆記』424頁）

このようにして国家学は，国家を取り巻き，またそれを規定するものでもある社会についての学を基礎に据えたものとして説示される。だがシュタインの教説がとりわけ異彩を放っているのは，就中次の点である。すなわち彼において，国家とは国家学という学知によって構築されるべきものと観念されているのである。

シュタインは国家の淵源を「神意」にではなく「人民ノ意思」に求め，それは「衆人ノ作成」によるものと述べる一方でかく言う。国家は，「天然ニ出ツルモノニ非ラス。実ニ人智ノ制成スル」（『筆記』389頁）ものである，と。そしてこの国家を形作る「人智」，それが国家学なのである。「国各々其質ヲ異ニスト雖トモ，生命ナクンハアルヘカラス。是レ其生命ノ存スル所ヲ考究シテ其性質ヲ明ニスルノ邦国ノ学ニ必要ナル所以ナリ」（『筆記』416頁）との表現からも看取されるように，国家は「人智」としての国家学によって「生命」を与えられることが期待されるのである。

このことがより一層妥当するのは，国家の行為を司る行政においてである。シュタインは，国家学とは国家の「意思動作ノ目的ニ就テ，之ヲ実行スヘキ思想ヲ練磨スルノ学」と別の箇所で規定し，そのような国家学を集約的に制度化した教育の場を設けて行政の基盤とすべしとの構想を示している。そこにおいて，国家の公益を現実の社会のなかで具体的に実現する「国家人（Staatsmann）」としての官僚が養成されるのである。

> 百家ノ学皆ナ心智ノ鍛錬ニ由テ生ス。尚フ所其甚タ国ニ益アルノ一事ニ在リ。之ヲ研鑽スルノ人ノミニ益アルノ事ニ在ラス。其学ニ拠テ以テ邦国ノ原理ヲ究メ，成験既ニ広クシテ邦国ノ首トシテ施スヘキ要務如何ヲ考定スルニ至テ始メテ施治ノ事ヲ生ス。（『筆記』416-7頁）

前章で示唆しておいた如く，伊藤がシュタインにかくも惚れ込むに至ったことの背景には，両者が共通の関心を抱いていたからと考えることができる。それは政治体制の基盤となる知をいかに制度化し，統治を担う知識人をどのように育成していくかというものであったが，以上の論述から我々は，このテーマが国家学の課題と制度化というかたちで伊藤の講義ノートのなかに紛れもなく盛り込まれていることを確認することができた。シュタインの講義とはまさに，

行政を担う官僚を育成し，国家の基盤を形作る新しい知＝国家学の制度化をひとつの大きな柱としたものだったのである。

1） 講義録のなかでは，「公益ニ二種アリ，心理上ノ公益及ヒ工業上ノ公益是ナリ。工業上ニ於ケル教育ノ学科ヲ工芸トシ，心理上ニ於ケル教育ノ学科ヲ法学，理学，化学トス」と記され，「二者以テ大学ヲ構成ス」（444頁）と述べられるなど，大学の組織論については講述されているが，肝心の大学の理念については議論の進展は見られない。

2） 清水前掲書，60頁。

5　伊藤のシュタイン受容

上述してきたように，シュタインの国家学講義とは行政による憲法／憲政の相対化ならびに前者の形成原理を説くところに特質があった。そのような構造をもつシュタインの講義を，伊藤はどのように受け止めたのであろうか。シュタインが伊藤に与えた感銘は，日本への書簡や滞在中の覚え書きのなかに辿ることができる[1)]。それらから伊藤が被った影響の跡を以下に浮き彫りにしてみたい。

シュタインの講義から伊藤が得ることのできた最大の収穫は，何よりも彼が憲法典の制定ということに尽きない立憲政治の全体像を獲得し，憲法をそのような全体的な国家構造の一環として位置づけるという広やかな国制改革の展望を抱き得た点に求めることができよう。このことは，それまでベルリンで伊藤が受けていたモッセのドグマーティッシュな性格の強い憲法学講義からは望み得ないものであった。10月22日にウィーンから井上馨に宛てて書かれた書簡において，伊藤は「憲法丈けの事は最早充分と奉存候」[2)]と自信のほどを綴っている。ベルリンでの彼と比して，まさに別人の趣がある。伊藤はウィーンでのシュタインの講義を終えた直後に認めた覚書のなかでも，「一片之憲法而已取調候而モ何ノ用ニモ不相立儀ニ御座候」とか「憲法ハ大体ノ事而已ニ御座候故，左程心力ヲ労スル程ノ事モ無之候」と記し，この自信の念を重ねて吐露する一方で，行政改革の必要性を次のように語っている。

> 縦令如何様ノ好憲法ヲ設立スルモ，好議会ヲ開設スルモ，施治ノ善良ナラサル時ハ，其成迹見ル可キ者ナキハ論ヲ俟タス，施治ノ善良ナランヲ欲スル時ハ，先其組織準縄ヲ確定セザル可カラズ組織準縄中，尤不可欠モノハ宰臣ノ職権責任官衙ノ構成官吏ノ遵奉ス可キ規律及其進退任免，試験ノ方法，退隠優待ノ定規等ニシテ，〔中略〕之レアルヲ以テ帝室ノ威権ヲ損セス，帝権ヲ熾盛ナラシムルヲ得ルト云モ可ナリ。スタインノ講談中ニモ，憲法政治ノ必要不可欠モノハ，帝家ノ法，政府ノ組織及ヒ立法府組織ノ三箇ニシテ，此一ヲ

欠ク立君憲法政治ニアラスト，三箇ノ組織定法能ク確立シテ並ヒ行ハレテ相悖ラサルノ極ヲ結合スル者，則憲法ナリト，由之観之，政府ノ組織行政ノ準備ヲ確立スル，実ニ一大要目ナリ[3]

かくして憲法／憲政は「政治上ノ組織」全般のなかの一齣をなすものとして位置づけ直され，それと同時に政治経済を視野に収めた国家生活一般の習得が唱えられることとなる。「政治経済ノ両途ハ，実ニ国家ノ盛衰興廃ノ関スル所ニシテ，尤我国人ノ深ク注意セサル所」[4]であるが，今や調査の課題は「従前取調ノ事項」にとどまらず，「行政経済等ノ大要研窮」[5]に置かれるべきことがここにきて謳われるのである。

以上のようにして，伊藤はシュタインの講義を通じて憲法／憲政を相対化し，国家の政治体制をより広い見地から把握し得るに至ったことがまず指摘できる。憲法／憲政とは本来国家生活の一部をなすものに過ぎず，また行政による補完をまって初めてその機能を完遂し得る。そのようにして国制の全体像についての認識を獲得し得たことは，伊藤に立憲指導者としての資質を付与するものであった。この点は何よりも，自由民権派をはじめとする知識人に対する彼の自信となって現れている。日本を発つ前の伊藤が，政府内外の政治的知識人の興隆に危惧の念を募らせていたことは先に詳論したが，今や彼はそれら知識人を「ヘボクレ書生」と呼び，自己の立憲制に対する学識を誇示するのである。

日本ニ而ヘボクレ書生ガ，物質ノ如何ヲ弁ゼズシテ只書中ノ字義ヲ翻訳シテ，是ガ何国ノ憲法ナリ，政府ノ組織ナリト，衆愚ヲ誤ラシムルガ如キニアラズ，其国ノ沿革ヨリ，其事ノ実跡ヲ熟知シ，其理否ノ抵触等ニ付テノ議論ヲモ判別シテ，明瞭ニ講説スルヲ聞クヲ得ルハ頗楽シキコトニ御座候。[6]

このような姿勢はシュタインと会って間もなくの8月11日に既に，岩倉宛の書簡で示されている。そこでは，「実に英，米，仏の自由過激論者の著述而已を金科玉条の如く誤信し，殆んど国家を傾けんとするの勢は，今日我国の現情に御座候へ共，之を挽回するの道理と手段とを得候」[7]と高らかに唱えられている。では，伊藤は一体いかなる「道理と手段とを得」たが故に，かくも深甚な自信を有するに至ったのか。一言で言って，それには民権派の論客の唱える法政思想が欧州の地で既に過去のものとなっているのを知り得たことが大きい。在野の反政府勢力が依拠していたのは，ルソーをはじめとする前世紀の社会・国家理論が主であった。しかも彼らの間で支配的だったのは，反体制勢力の常として，抽象的な自然法思想だった。それによって議会主義に対する急進的な信仰が表明され，その正当化が促されていたのである。けれども，伊藤がヨーロッパで見出したのは，そのような抽象的自然法論から歴史主義的思考への転換と

いう事態の進展だったのである[8]。松方正義宛の書簡において彼は次のように記す。

> 青年書生が漸く洋書のかじり読みにて拈ねり出したる書上の理屈を以て，万古不易の定論なりとし，之を実地に施行せんとするが如き浅薄皮相の考にて，却て自国の国体歴史は度外に置き，無人の境に新政府を創立すると一般の陋見に過ぎざる可し。[9]

確かに当時のヨーロッパでは社会契約論などの仮設的な-それ故に抽象的な-理想論的社会理論は退潮し，代わりに具象性を掲げた歴史主義や実証主義が学問の指導理念を形作っていた。それはまた抽象化された個人ではなく，それを様々に規定する社会の諸要素が認識の対象として浮かび上がってきたことをも意味している。ドイツでもそのようにして，かつてのイデアリスムスの哲学は学問の玉座から追われ，歴史学，経済学，社会学といった諸学が主潮流をなしていくのである。そしてそのような傾向のなかで，シュタインは階級対立の体系としての社会が独自の法則をもって立ち現れることを主張し，ドイツ社会学史において独特の地位を占める人物だった[10]。彼はまた，社会の荒々しい運動を前にしたとき，既存の思弁的に構成された学問上の概念がそれ自体では意味をなさないことを繰り返し論じ立てていた[11]。「憲法／憲政の時代は終わった。これからは行政の時代である」との彼の認識も，前者の抽象性と後者の社会の現実のダイナミズムに即した具体性を念頭に置いてのものに他ならない。

この面からのシュタインの影響を伊藤に見出すことは不可能ではない。彼は9月23日付の松方宛書簡において，ヨーロッパの政治家の懸案となっている階級対立の実情に触れ，わが国の民権派の議論は当地における「貧民又ハ自由論ニ心酔スル皮相学者」のそれと等しいもので，この立場に立ったときやがて「政治統一ノ主権地ニ陥チ」，政治的無秩序が招来されるであろうと洞察している。そもそも「貧者政権ヲ執テ富者ヲ支配スルノ例アルコトナシ」，と彼は喝破している[12]。

かくして欧州の最先端の政治思想と社会認識を摂取したとの自負を抱いた伊藤は，「彼の改進先生〔大隈〕の挙動，実に可憐ものなり」[13]と気炎を上げるほどに精神的に蘇生するに至ったのである。だが，彼の示す自信の背後には，さらにもう一つの理由があった。シュタインを通じて伊藤は，「将来我国の治安を図るの目的を以て教育の基礎を定むる」[14]との考えを新たにすることができたのである。それは就中，立憲制に先立ってそれを支える知の機関を作り上げること，すなわち大学を政治エリート供給のための国家機関として整備するとの方向で顕現することになる。そこに，伊藤がシュタインを日本に連れてこようと画策した最大の要因があった。シュタイン招聘を最初に建策した8月23日付井上馨宛書簡にそもそも，「日本ノ形勢ニ付テ必用トシテ論スル所ハ大学校ノ基礎ヲ定メ学問ノ方嚮ヲ正スニ在リ」[15]との言明が認められるが，この点は引き続いて発せられた日本への通信のなかで，繰り返し唱えられることになる

のである。

小生此便井上外務卿えの書中に，澳国の学師スタイン氏を我国に聘し度きことを勧告せり。若し廟議此師を傭入，大学校を支配せしめ，学問の方嚮を定めしなば，実現今の弊を矯め，将来の為め良結果を得ること疑なしと信ず。[16]

先便已に博士スタイン傭入の儀申上置候処，如何御考慮に候哉。小生独逸学問の根柢あるを見て，益此等の人物の今日我国に必用なるを覚へ申候。此人日本に至り学校の創立，組織，教育の方法を実地に就て見込を立てしむるを主とし，現政の法度情況に就て政府の顧問たらしめば，只に目下の便益を得る而已ならず，百年の基礎又随て牢固ならん。[17]

伊藤のシュタイン招聘案が，大学改革案と連動していることが明瞭に見て取れよう。この伊藤の立場は一貫している。招聘の承諾を促しながら，彼は日本へ向けて更に次のように書き送っている。

スタイン傭入御許可の上は，政府のアドバイセルにして，学問上のシステムをレホルム為致候事も傍ら為致従事度，人民の精神を直すは，学校本より改正するの外無之候。[18]

ここでシュタインは政府の顧問として国家の事業一般への貢献が期待されており，一見，大学改革者としてのシュタインの位置価が当初に比してトーンダウンしたかに見えるかもしれない。だが，それでも傍点部の伊藤の述懐には並々ならぬ確信が看取されよう。そしてシュタインの方も，伊藤の申し出を辞退したとはいえ，次のように対案を提示して，大学改革に側面から援助を与える意思を表明するのである。

猶ほ余は傍らに当府留学の貴国青年書生を幇助し，独り彼輩の為めに，大学入門の周旋を為すに止らず，余が一身の学友として彼輩の学事を勧奨すべし。是に於て乎余は自ら日本書生の欧州の学科を修むるもの丶為に，一個の中点となりて他日貴国に大学を作興するの元資を生ずるの媒介者たらんとす。夫れ智識の発達を謀るは，大学を興すに若くはなし。若し貴国にして大学校の教育を振作せば，則ち其洪益は自ら東洋諸国に波及するに至らん事必せり。余此の志を懐く事既に久し。唯だ未だ之を実際に試みざるのみ。[19]

大学設立の不可避を説き，そのために自分は「媒介者」として働くと述べる。そしてそのようにして東洋に大学の理念を広めることは，自分の年来の夢であったとまで言い切っている。

この問題にかけるシュタインのただならない熱意が感じられる。シュタインと伊藤が互いに出会う前からともに，国家と学識，国家と大学という問題に多大な関心を寄せていたことは，本稿が重ねて強調してきたところであるが，この両者が意気投合することができたのはまさにこの大学論を通じてであったことは，今や十分に明らかであろう[20]。

以上，伊藤に与えたシュタインの影響について考察してきた。最後にその要約を行っておこう。シュタインの影響とはとりわけ次の3点にまとめられるものであった。第1に，近代国家の全体的な構造の把握である。この点は実践的には，行政による憲法／憲政の相対化という効果をもたらすことになる。第2には，リアル・タイムのヨーロッパの社会・国家理論の吸収であり，それを通じての当時日本で流行していた英仏学の克服である。そして就中第3点として，文教政策についての明確なヴィジョンの獲得である。再三指摘してきたように，伊藤はシュタインを通じて大学を国家機関として，国制の不可欠のファクターとして改革するとの構想に開眼したである。

これら3点が相俟って，伊藤は「立憲カリスマ」（坂本一登）へと転身することができたのである。それまで憲法についての十分な知識をもたず，政治的知識人の勃興の渦中で憲法制定のイニシアチブを掌握できずにいた彼は，今やそれら知識人を凌駕し得たとの自信を胸に日本に戻ることになる。それはまず何よりも，大隈を頭目とする在野の反政府勢力を念頭に置いてのものであることは勿論だが，同時に政府部内の官僚知識人に対しても向けられていたであろう。当時政府部内では主として井上毅の主導によって，ドイツ学の移入と制度化が急ピッチで進められていた[21]。渡欧前までの伊藤がこの運動に乗り遅れていたことは，岩倉-井上路線の憲法構想に対して彼が専ら受け身の立場しか取り得なかったこととパラレルである。シュタインの存在はその遅れを挽回するという意味でも，十分に彼の期待に応えてくれるものだったと考えられる。ウィーンから伊藤は，日本政府にとってのドイツ学の知恵袋であったロェスラーを指して「ロエスレルの説は自由に傾斜せることを往々発見せり」[22]と書き送っているが，そこにロェスラーとは別のドイツ学の御本尊を見出し得た彼の満足感を嗅ぎ取ることは，あながち無理なことではあるまい。この時伊藤は，既存のドイツ学にも対抗しうる「道理と手段」を獲得できたのである。

かくして立憲制についての認識を飛躍的に増大させることができた伊藤は，見事に立憲指導者としての変容を遂げて帰国した。伊藤にとって滞欧憲法調査とは，「立憲カリスマ」へと脱皮するための不可欠の経験だったといえよう。

1）それらは『伊藤博文伝』中巻のほか，『伊藤博文秘録』（原書房，1982年；原本春秋社，1929年，以下『秘録』で略記），『続伊藤博文秘録』（原書房，1982年；原本春秋社，1929年，以下『秘録』で略記）に収載されている。

2）『伊藤博文伝』中，320頁。

3)　『続秘録』, 46-7頁。
4)　『続秘録』, 45-6頁。
5)　『続秘録』, 45頁。
6)　『秘録』, 307頁。
7)　『伊藤博文伝』中, 296頁。
8)　参照, 筒井清忠「ローレンツ・フォン・シュタインの社会学思想」『無名鬼』第15号（1971年）47頁。
9)　明治15年9月6日付松方正義宛伊藤書簡,『伊藤博文伝』中, 310頁。
10)　シュタイン社会学の学説史的研究には, 我が国にも少なからぬ数の労作がある。代表的なものとして, 秋元律郎『ドイツ社会学思想の形成と展開』(早稲田大学出版部, 1976年)。近時のドイツでの研究に, Klaus H. Fischer, *Die Wissenschaft der Gesellschaft*, Frankfurt a.M., 1990. がある。
11)　参照, 前掲拙稿「ローレンツ・フォン・シュタインにおけるドイツ国家学の形成（二）完」86頁以下。
12)　鈴木安蔵『日本憲法史概説』(中央公論社, 1941年)。本文に細切れに引用しただけでは, ここで伊藤が展開している議論の奥行きが十全に伝わらないかもしれないので, 以下にあえて長文にわたって引用しておく。

「民権者流カ漫ニ民権自由議会政府組織杯ト自儘勝手ノ名称訳字デ其出所沿革ヲ知ラサル無知ノ人民ヲ籠絡シテ, 自己ノ功名ヲ遂クルノ階梯ト為サントスル今日ノ我国ノ現情トハ大ニ違ヒ, 欧州各国トモ真ノ政治家有識ノ学者輩ハ已ニ其弊害ノ端倪ヲ防遏セサレハ政治統一ノ主権地ニ陥チ, 徒ニ空論ノ為メニ紛争竟ニ邦家ヲ壊ルニ至ルノ恐ヲ懐カサル者ナシ。故ニ今日欧州大陸ノ現情二途ニ分ルル者ノ如シ。其一ハ将来益自由民権進歩シテ政治ノ権力ハ殆ント無用ノ者ト為ルニ至ル可シト誤信スル者。此輩多クハ貧民又ハ自由論ニ心酔スル皮相学者輩ナル可シ。其一ハ上流ニ位スル有産ノ人有識ノ学者輩ナリ。此連中ハ所謂愛国ノ念慮ヲ抱キ, 国家ノ堅固ナランコトヲ希望スル輩ニシテ高尚ナル政治学等ハ皆是等学者ノ司掌奨励スル所ト為ルカ如シ。此両党何レカ勝ヲ制スルカハ予メ難測ト雖モ, 其識見ヲ以テ論スレハ, 識者ヲ俟タスシテ明白ナリ。又古今ノ史跡ニ付テ之ヲ照スモ, 貧者政権ヲ執テ富者ヲ支配スルノ例アルコトナシ。雖然政治ハ固ヨリ専政ヲ貴トスルニ非ス。必スヤ政府ノ組織立法行政ノ分別及ヒ其権限, 国民ノ権理義務等完全具備セサルコトヲ得ス。而シテ国君其上ニ立チ之ヲ主宰ス。是レ有識学者ノ将来ニ益維持拡張セントスルノ政体ナリ。各国固ヨリ其淵源ヲ異ニスルヲ以テ慨シテ之ヲ論スル能ハスト雖, 独逸各部ハ凡ソ皆如斯ナリ。」

13)　明治15年9月6日付松方正義宛伊藤書簡,『伊藤博文伝』中, 310頁。
14)　明治15年9月付森有礼宛伊藤書簡,『森有礼全集』第1巻（宣文堂書店, 1972年), 338頁。森と伊藤は伊藤の滞欧中にパリで会い, 教育談義を通じて意気投合している（「近日森公使に面会候処巴里にて之御会合は頗るグードインプレツシヨンを生じ居候」, 明治15年9月13日付伊藤宛末松謙澄書簡,『伊藤文書』第5巻, 379頁)。それは二人が,「教育ノ基礎ヲ定メ国家将来ノ治安ヲ図ルノ大主意」(明治15年9月付伊藤宛森書簡,『森有礼全集』第1巻, 335頁）を共有していたからに他ならない。伊藤は森にもシュタインのことを吹聴したらしく, 後に森はシュタインに自己の国家構想を送付して批評を受けている。See, Reinhard Zölner, Engrafted System. Mori Arinori's Representation Proposals, in; *Monumenta Nipponica*, Vol.46, No.3, 1991, pp.293-327.

その後, 森は帰国してから伊藤内閣で文部大臣として迎えられ, いわゆる森文政に着手する。森に対する伊藤の期待は,「先便森帰朝之儀申上候処如何御考案有之候哉。同人も当国ニ而学者仲間ト頻ニ交際セシニ依リ余程昔日ノ観ヲ改メタル様覚へ申候。学問上ノ事ニ為骨折候ハ随分可然様奉

存候」（明治16年４月27日付井上馨宛伊藤書簡，国立国会図書館憲政資料室蔵『憲政史編纂会収集文書』661-1，41頁）との伊藤の弁に明らかであるが，その起点はこの時の両者の邂逅にあったといってよいだろう。この頃の森の文政思想について，園田英弘『西洋化の構造-黒船・武士・国家-』（思文閣，1993年），279頁以下を参照。

15） 前掲明治15年10月24日付三条太政大臣宛山県有朋建議書，『公文別録』（国立公文書館蔵）マイクロ第１期，リール３，0063。

16） 明治15年８月27日付山田顕義宛書簡，『伊藤博文伝』中巻，305-6頁。

17） 明治15年９月23日付井上馨宛書簡，『伊藤博文伝』中巻，318頁。

18） 明治15年10月22日付井上馨宛書簡，『伊藤博文伝』中巻，320-21頁。

19） 明治15年11月15日付伊藤宛シュタイン書簡，『伊藤博文伝』中巻，329-30頁。

20） 付言しておけば，伊藤がシュタインの存在とその学説に初めて接したのが，他ならないこの点を通じてであったとすらいえる。憲法調査の随員の一人である河島醇は，ウィーンの在澳日本公使館に勤務していたときにシュタインの教えを受けていた人物であるが，彼は調査の直前の明治15年１月に文部卿福岡孝弟に宛てて建議書「百世ノ治ハ学制ヲ改正シテ一国ノ思想ヲ一ニスルニ如カサル議」（東書文庫所蔵）を提出し，そのなかでシュタインの大学論を紹介している。「其能ク人智ヲ進メ文明ノ途ニ誘導シ，百世ノ治ヲ敷クモノハ，唯一国ノ学制如何ニ在ル而已。海ノ東西ヲ問ハス，内外ヲ論セス，苟モ百世ノ治安ヲ慮ル国ハ，必ス大学ヲ興シ学制ヲ改正シ，以テ一国子弟ノ思想ヲ一ニス」と記すこの建議書が，果たして伊藤の目にも触れるところとなったかは確定し得ていないが，調査に随行した河島は当然，何らかのかたちでこの見解を伊藤にも伝えていたであろう。この問題を巡る両者のつながりが改めて認識される。

21） 明治14年９月，井上の働きによって，独逸学協会が民権派の知的結社交詢社に対抗するために発足している。この点について，山室前掲『法制官僚の時代』，293頁以下を参照。

22） 明治15年８月27日付山田顕義宛書簡，『伊藤博文伝』中巻，305頁。

結びにかえて：憲法調査の意義

本稿の最初に問題提起したように，憲法調査は明治憲法史上の重要なトピックであるにもかかわらず，これまで政治史的な文脈との整合性に配慮した歴史解釈が必ずしも十分ではなかった。その要因には種々のものが考えられるであろうが，筆者としては従来われわれが「憲法」調査という字面にあまりに引っ張られてきたのではないかと憶測している。伊藤の滞欧憲法調査は，「憲法」の語がconstitution，Verfassungの訳語として定着する重大な契機であったといわれるが[1]，そのこととは裏腹に伊藤が真に学習したこととは，当の「憲法」をそのうちに組み込み，それを十全に機能させるための「国制」の問題だったのである。憲法典の制定と議会制の導入は，それを包括する国制改革の問題としてまず考えられねばならない。具体的には，憲政の前提となる行政上の制度改革が不可欠であること，特に新しい政体を支えるための知識人のリクルート・システムが確立されねばならないこと。ここに伊藤滞欧憲法調査の最大の成果があったのである[2]。

伊藤が納め得た成果は，他ならぬシュタインその人の学識と彼の惜しみない教示に負うところ大であった。シュタインという国家学者を得たことは，伊藤が憲法調査を成功に導き，「立憲カリスマ」として以後の明治憲法制定史に君臨するための不可欠の要因だったとすらいえる。もとより，シュタインの学説が何の変容もなく伊藤に受容されたかはひとつの問題である。既に言及したように，シュタイン国家学の中心概念たる「人格」を伊藤は-そして以後シュタインのもとを訪れる日本人たちも総じて-,「人体」と解して卑俗化した擬人的国家観を作り上げていた[3]。また当時の独墺と日本では当然，法状況や法意識に大きな隔たりがあったことも指摘されよう。すなわち，既に憲法の成立を見ていた前者とこれからまさに制憲作業に入ろうとしていたわが国との差である。シュタインが「憲法／憲政の時代は終わった。これからは行政の時代だ」と喝破したことの背景には，そのような欧州での憲政的前提があったことは勿論であろう。したがってこの点を重視して，行政が憲法／憲政に先立つものと理解した伊藤の見解に，シュタインの曲解があったと考えるべきかもしれない。けれども他方で，シュタインが国家の本質を君主，議会，政府3者の均衡に求めていたことも忘れるべきではない。彼において国家とは自我，意思，行為の3つのモメントを兼ね備えたものであった。つまり，国家におけるこれら3要素の並存が説かれていたのである。そしてこれらのなかでも彼が特に重視していたのが，国家の行為の原理たる行政であった。シュタインの終生の学問的関心は，行政の働きを理論化し，国家の現実の活動をいかに導いていくかということに常に注がれていた。そもそも彼が行政の概念に開眼し，その錬成を意図していたのは遅くとも1844年に遡るもので，彼の行政論は常に憲法／憲政論と相補的な関係に立つものとして構想されていたのである[4]。それ故，この観点からいえば，伊藤はシュタイン国家学のエッセンスをかなり正確に受容したと評価するのが妥当と思われる。何よりもシュタイン自身が，日本人による自己の学説継受について次のように語っているのである。

> 天皇は1890年に憲政を導入することを約束したが，即座にその基礎として新しい行政を樹立することに着手した。そして今や，われわれのところでは個々の大学でしかなされていないことが日本帝国の全体で始められている。ヨーロッパの憲政と行政は日本の国家生活を指導するあらゆる分子によって研究されているのである。[5]

このように，憲法／憲政の相対化と行政の意義づけは，その後シュタインのもとを訪れることになる「シュタイン詣で」の参詣者に対しても反復して講じられることとなる。経済学者金井延は，かつてシュタインの一周忌の席上で，「スタインと言ふ人は余り上手者であるです。非常な上手者である。と言ふのは誰に向つても宜いやうに話をするです。〔中略〕即ち伊藤伯に向つては甲と言つても私には乙を言ふやうな風です」[6] と述べたが，憲法／憲政の相対化と

行政の意義づけという主題はその後の日本人宛講義を一貫しているといってよい。同じことは，伊藤に最も大きな感銘を与えたと考えられる，政治エリートの育成機構の確立という点についてもいえる。シュタインは以後重ねて，近代国家の創成が新しい知ならびに新しい知識人の創出とパラレルであることを日本人に向けて講じるのである。例示すれば，伊藤の旧蔵資料群中に残されている1889年4月22日付の書簡のなかで彼は，大学における公法教育の重要性に触れ，その理念を「啻ニ憲法的組織ニ関スル知識ヲ確定スルニ止マラズ」，「国家ノ職務ニ従事スル少壮ヲシテ，公法上ノ問題ニ付テ正当ノ観察ヲ為シ，又此等ノ問題ニ関シ平等適当ノ持論ヲ抱有セシメン」[7]ことと記しているほか，ある講義録には次のような彼の教えが見られる。

> 堅牢ナル政体ノ基礎トナルヘキ官吏ヲ養成スルハ大学校ノ務ナリトス。故ニ大学校ハ政事上ニ関シ緊要ナル目的ヲ有スルモノニシテ，唯其学術ノミヲ教授スルヲ以テ目的トスルモノハ未タ其目的ノ半途ナルモノニシテ，完全ナル主義ヲ備ヘタルモノナリト云フコトヲ得サルナリ。[8]

この言説を陸奥宗光の残した講義ノートのなかの次の一節とつき合わせてみよう。シュタイン大学論の含意がより一層鮮明となる筈だ。

> 民衆は行政よりも憲政の方をよく理解するものである。後者は何ら特別の知識を必要としないからである。憲政を勘案するに，そこでは葉や種子の性質を教授してくれる植物学者や，物質をその構成要素に分解して研究する化学者の仕事は要求されない。必要な知識は人間の本質や権利に関するものに限られている。これに対して，行政はすべての人間関係の理論と同様に，万物の本質についても取り組まなければならない。そこではあらゆる種類の情報が必要とされる。自然界の物質は固有の運動法則をもっているものであるが，それに行政は通じておかなければならないのである。[9]

シュタインにおいて大学とは，何よりも「堅牢ナル政体ノ基礎」となるべき国家の機関であった。大学で生産される知と知識人をまって初めて，国家の行政は可能となるのである。

かつてマックス・ヴェーバーは，近代国家の支配様式を合法的支配と定式化した際に，同時にそれがこれまでになく知識人の存在を前提とした支配であることを併せて指摘した[10]。ヴェーバーの洞察は，本稿が対象としてきたシュタインの国家論ならびに伊藤によるその受容を考える際にも，貴重な啓示を与えてくれるように思われる。国家体制の近代化はそれに見合った知識人の創出と不可分であり，そのためには集権化された知の装置が必要であること。シュタインはそのような知の存在形態 -「国制知」- の強力なイデオローグだったと見なすことができ

る[11]。そしてこの国制知という思想を日本にもたらす歴史事象として，伊藤憲法調査はあったのである。そこで次に，伊藤の帰国後，実際にわが国でいかに国制知の形成が進行したかが検討されなければならない。だがそれは既に別稿の課題である。

1) 参照，小嶋前掲書２頁。「憲法」という訳語の出現については，宮田豊「「憲法」の語」『法学論叢』第86巻５号（1970年）54-64頁，も有益。

2) 本稿は憲法制定と高等教育との関係に注視したが，他方で伊藤は同じく憲法制定の前提として，初等教育を通じての「国民」の創出にも腐心していた。参照，鶴見俊輔・久野収『現代日本の思想』(岩波新書，1956年)117頁以下。伊藤が初等教育を国民形成とリンクさせて把握していたことは，『続秘録』81-2頁から窺うことができる。

3) この点は，伊藤のシュタイン理解の戯画性もさることながら，両者の国家観に根本的な差異があったことに根差しているというべきだろう。一言でいえば，シュタインの国家観が国家を神と類比させるような神秘的側面を宿していたのに対して（第４章(1)註２），伊藤のそれは徹頭徹尾，中立的かつ合理的メカニズムとして純化されているといってよい。そのような両者の国家に対するまなざしの相違が，それのより観念的な把握かそれともより具象的な把握かの違いを生んだとも考えられる。このこととの関連では，伊藤が前掲「教育議」のなかで「若シ夫レ古今ヲ折衷シ，経典ヲ斟酌シ，一ノ国教ヲ建立シテ以テ世ニ行フカ如キハ，必ス賢哲其人アルヲ待ツ。而シテ政府ノ宜シク管制スヘキ所ニ非ルナリ」(『伊藤博文伝』中巻152-3頁）と述べて，政治の領域を世俗の事項に限定する姿勢を見せているほか，後年にも次のように説いて，宗教や政治的党派に左右されず，教育あるもの全てが参加しうる場として国政を立論していることが参考になる。そこには脱神格化された合理的国家への彼の志向が示されている。

「〔民間の〕上に立ち，これを支配するところの官吏が無学でよいといつたら途方もないことになる。無論官吏となるには各種の事務に於て異同があるけれども，資格は必要である。故に資格は須くこれを有せしめざるべからずとして，一体の論は日本臣民は官吏となることを明かに許されてゐるのである。政党の異同によつて，官吏となることを得ぬといつたら，甚だ可笑しい訳ではないか。

今日は既に宗教の異同をも問はぬ。各種の許されてゐる権能を行ふに就いては，更に咎めぬのである。仏教であらうが，神道であらうが，耶蘇教であらうが，みな差支ないのである。ただ政見を異にする者に限つて，政治に与かることが出来ぬといつたら，実に可笑しい解釈である。これは決して伊藤の私論ではない。日本の事を解釈して，将来に疎通して行くに就いては，憲法に於いてかくの如く解釈を下さゞることを得ぬのである。」(小松緑編『伊藤公直話』（千倉書房，1936年）241-2頁）

なお，本稿末尾に付録として海江田信義がシュタインの講義から触発を受けて記した国家の人体図を掲げておく（in; Nachlaß Lorenz von Steins (Schleswig-Holsteinische Landesbibliothek) : 4.2:04.25-6.)。当時の日本人にシュタインの国家観がどう理解されていたかを窺い知るよすがとなろう（この図は，水田洋『知の風景』（筑摩書房，1988年）45頁，市村由喜子「ローレンツ・フォン・シュタイン日本関係文書について」山住正己編『文化と教育をつなぐ』(国土社，1994年）308頁にも掲載されている)。

4) 管見の限り，シュタインが初めて行政について論じたのは，Die Nothwendigkeit einer staatswissenschaftlichen Vorbildung auf der Landeshochschule, in; *Neue Kieler Blätter*, 1844, S.291- 311. においてであると思われる。そこにおいて彼はプロイセンの興隆に着目し，国

力の増進を図るためには行政の整備が不可欠であるとして，本稿第３章(1)にまとめたような大学構想を提示している。他方でシュタインの初期憲法／憲政論も，1842年から1848年の間に展開されている（森田勉「ローレンツ・シュタインの初期の憲法-憲政論の形成」『法経論叢』第11巻１号（1993年）1-40頁)。つまりこの両概念はこの頃から既に彼の脳裏において，国家生活を構成する２大原理として並立的に観念されていたと考えられるのである。

5) Wilhelm Brauneder／Kaname Nishiyama (Hrsg.), *a.a.O.*, 1992, S.241. 拙訳ローレンツ・フォン・シュタイン「日本帝国史および法史の研究」『JURISPRUDENTIA 国際比較法制研究』第四号（ミネルヴァ書房，1995年）69頁。

6) 金井延「スタイン先生の一周忌」，河合栄治郎編『金井延の生涯と学蹟』（日本評論社，1929年：初出「六合雑誌」明治24年12月号）476頁-494頁，493頁。

7) 「スタイン博士来簡」，伊藤博文編『秘書類纂　憲法資料』下巻，293頁。

8) 『スタイン氏講義筆記（写本)』（筆者所蔵）上巻，58葉。この講義録は京都府警察本部の用紙に上下２巻，計112葉（上67葉，下45葉）にわたって書き綴られているもので，警察官僚だった園田安賢が明治19年12月に筆録した講義を翌20年12月に京都において筆写したことが記されている。もともと京都産業大学名誉教授宮田豊氏が所蔵しておられたのを，氏の御厚意により筆者が譲り受けたものである。この資料についてはいずれ別の機会に改めて紹介を行いたい。なお，国学院大学日本文化研究所所蔵「藤波家文書」にも『スタイン氏講義筆記・下』として，この園田のノートの下巻のみの写しが収蔵されている。

9) *Supplementary Notes on State-Science*（神奈川県立金沢文庫所蔵），pp.8-9.

10) この点について，田中紀行「マックス・ウェーバーにおける知識人層と文化共同態」『ソシオロジ』第32巻１号（1987年）23-38頁，を参照。

11) この「国制知」という考え方は，樺山紘一がある秀逸な歴史エッセイのなかで，「統治は力であると結論してしまったのでは，学はうまれてこない。つまるところ力だけが国家をささえるのだとしても，これを合理化する膨大な体系は，それとして不可欠であろう。体制には，学があり知がふくまれていたことを再認識する必要があるようにおもわれる」（樺山紘一『西洋学事始』（中公文庫，1987年）188頁）と述べていることと軌を一にしている。なお，樺山はこれと関連して，伊藤博文が憲法調査に出かけながらも「警察行政国家と君主独裁権力だけに着目し」，「統治と体制の学」としての「官房学の伝統」をもらいうけてこなかったとして，彼のヨーロッパ理解の浅薄さを指摘している（184頁)。だが，本稿から得られた結論はこれと全く逆のもの，すなわち伊藤憲法調査の最大の成果は，プロイセン流の「警察行政国家と君主独裁権力」ではなく，まさに「統治と体制の学」という近代国家のからくりの継受にあった，ということであった。

（本稿の作成にあたって，財団法人松下国際財団から研究助成をいただいた。記して謝意を表する。）

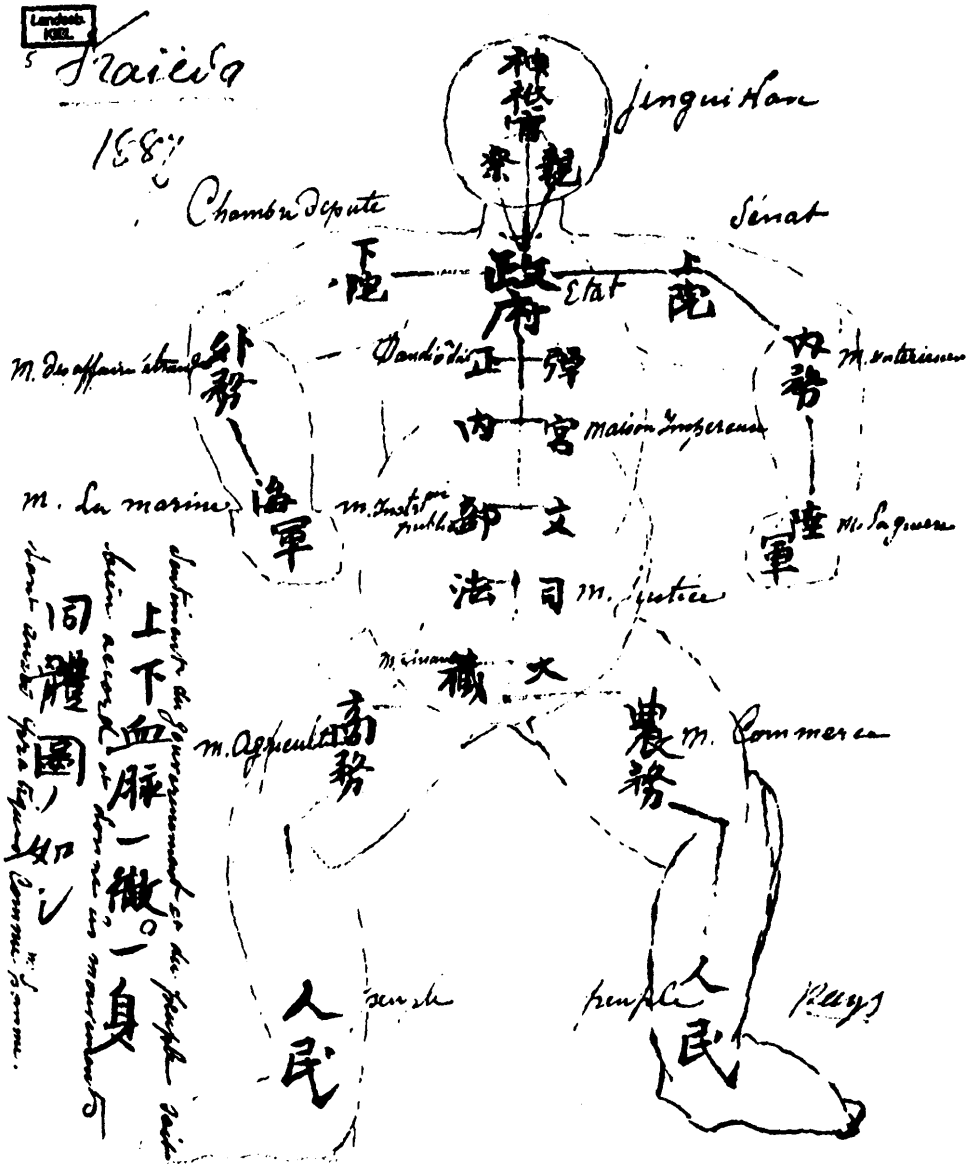
Landesb. KIEL
Jinguiran
Chambre Deputé
Sénat
Etat
M. des affaires étrangères
M. intérieur
M. La marine
M. Instruction publique
M. Justice
M. Agriculture
M. Commerce
M. Guerre
人民
人民
上下血脈一徹一身
同體圖ノ如シ